令和８年第３回取手市議会定例会会議録（第４号）【未校正】

開議及び閉議日時並びにその宣告者	開議	令和８年　９月　８日午前　９時　分	議　長	山野井　隆
	散会	令和８年　９月　８日午後　時　分	議　長	山野井　隆

出席及び欠席議員の氏名	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
出席　２１名 欠席　　０名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊡公務欠席を示す	１	長　塚　美　雪	○	１３	欠　　員	
	２	本　田　和　成	○	１４	落　合　信　太　郎	○
	３	岡　口　す　み　え	○	１５	欠　　員	
	４	古　谷　貴　子	○	１６	金　澤　克　仁	○
	５	杉　山　尊　宣	○	１７	欠　　員	
	６	佐　野　太　一	○	１８	山　野　井　　隆	○
	７	海　東　一　弘	○	１９	染　谷　和　博	○
	８	根　岸　裕　美　子	○	２０	佐　藤　隆　治	○
	９	久　保　田　真　澄	○	２１	入　江　洋　一	○
	１０	鈴　木　三　男	○	２２	赤　羽　直　一	○
	１１	関　川　　翔	○	２３	遠　山　智　恵　子	○
	１２	小　堤　　修	○	２４	加　増　充　子	○

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	彦　坂　　哲	事務局次長	蛯　原　康　友

速報版・未校正

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村　修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤　哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	立野啓司
政策推進部長	渡来真一
財政部長	海老原輝夫
健康福祉部長	飯山貴与子
こども部長	香取美弥
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	原部英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斉藤理昭
総務部次長	蛯原一雄
健康福祉部次長	関口勝己
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	土谷靖孝
市民協働課長	田村牧子
政策推進課長	篠原慎吾
魅力とりで発信課長	数藤弘人
社会福祉課長	長塚逸人
管理課長	山田哲也
生涯学習課副参事	大久保誠曜
スポーツ振興課副参事	野口勝彦

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会議事日程（第４号）

令和８年９月８日（火）午前９時開議

日程第１	市政に関する一般質問 ①根岸裕美子　議員 ②赤羽　直一　議員 ③海東　一弘　議員 ④加増　充子　議員 ⑤佐野　太一　議員	
日程第２	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第４	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第５	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
日程第９	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
日程第10	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
日程第11	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第12	意見書案第５号	農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について
日程第13	休会の件	

決裁前・未校正

会議に付した事件

日程第１	市政に関する一般質問 ⑥根岸裕美子　議員 ⑦赤羽　直一　議員 ⑧海東　一弘　議員 ⑨加増　充子　議員 ⑩佐野　太一　議員	
日程第２	議案第４１号	取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第４２号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第４	議案第４３号	市道路線の認定について
	議案第４４号	市道路線の変更について
日程第５	議案第４５号	令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第４６号	令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７	議案第４７号	令和８年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和８年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和８年度取手市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第８	認定第　１号	令和７年度取手市一般会計決算の認定について
日程第９	認定第　２号	令和７年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第　６号	令和７年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
日程第10	認定第　３号	令和７年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第　４号	令和７年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第　５号	令和７年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
日程第11	認定第　７号	令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第12	意見書案第５号	農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について
日程第13	休会の件	

速報版・未校正

議事の経過

午前 10 時　分開議

○議長（山野井　隆君）　ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

昨日の本会議は、市の災害対応を最優先とするため、休会といたしました。また、昨日の本会議で行う予定だった一般質問につきましては、本日の会議で行うことにいたしました。それに伴い、当初予定されていた会期日程から議事が変更されておりますので、変更後の会期日程表と、一般質問発言順序決定表及び一般質問発言事項、発言通告事項一覧表を配付資料としてサイドブックスに掲載しております。

なお、本日の会議は、あらかじめご通知申し上げましたように、会議規則第９条第３項の規定に基づき、会議開始時間を午前 10 時から午前９時に変更しております。

○議長（山野井　隆君）　日程第１、市政に関する一般質問を行います。

なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣告して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第１項に規定されているとおり一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり発言の禁止、議場外への退場を命じますので御理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに答弁を含み１人 60 分以内です。また、１回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔８番　根岸裕美子君登壇〕

○８番（根岸裕美子君）　皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。まず、産後ケア事業についてでございます。産後ケア事業につきまして、私１年前の令和７年第３回定例会にて質問をいたしました。そのあとの進捗や変化などについて伺ってまいります。昨年までは、産後ケアを利用するに当たって、まず、保健センターに来所する必要がありました。利便性を上げ、利用率を上げるために改善を要望したところですが、運用変更した点を伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

速報版・未校正

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　おはようございます。根岸議員の御質問にお答えいたします。産後ケア事業の改善につきましては、令和８年３月に母子モアプリ、ＴｏｒｉＣｏ（トリコ）に導入したことで、保健センターの窓口に来なくても申請が可能となり、申請手続が簡便化されました。この取組により、利用者の負担を軽減するとともに、産後ケア施設と直接調整が可能となり、申請から利用までの期間が短縮され、日程調整の効率化が実現されています。また、妊娠32週以降の妊娠期から申請可能とすることで、出産後、早期の利用が可能となり、スムーズな支援体制が構築されております。これらの改善の成果は、利用者アンケート調査においても確認されており、睡眠不足の解消、体調・体力の回復、育児不安の軽減などの効果が報告されております。事業に対する満足度が高いことが、明らかとなっております。今後も、利用者の声を収集しながら、さらなる改善に努め、支援を必要とする方々の多様なニーズに対応した産後ケアの充実を図ってまいりたいと考えております。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　運用を変更して、まだ５か月ですけれども、令和８年度の利用状況はいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君）　それでは、答弁させていただきます。運用方法を変更してから現時点の利用状況を申し上げます。令和８年３月以降の利用申請件数は、８月21日時点で145件となっており、月平均利用実人数は、運用変更前の9.5名から13.2名へと、約1.4倍に増加しております。延べ利用回数も、23回から31.5回に増加しております。また、運用変更後、赤ちゃん訪問を対象全世帯の約24％が産後ケアを利用しており、前年度の20％と比較して、利用率が向上している状況です。今後につきましては、産後利用――さらなる利用の促進に活用してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　前回の一般質問で、その当時の運用ですと、保健センターを来訪するための交通手段がなかったりとか、あと気力がなかったりするお母さんには、ハードルが高いのではないかと申し上げました。運用変更で、利用者の傾向に変化を感じることはありますか。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。運用後の傾向につきましては、出産前に申請される方が３分の１を占めるようになりました。これは、出産前から申請できるようになったことで、母親が余裕を持って、特色のある産後ケアの施設の内容を検討して、選択できることにつながっていると思われます。また、これまで潜在的に支援を必要とする方、気づけなかった方たちを、オンライン申請によって手続の簡略化が図られたことで、産後ケアを利用する機会につなげられたと感じております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　新しい方に届くようになったということで、うれしい限りです。

施設への利用申込は利用者が直接行うことになりました。受入施設との情報共有や事務手続などについては、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。受入施設との情報共有につきましては、随時、情報連携とフィードバックを行っておりまして、特に鬱傾向の方や支援が必要な方などが利用する場合には、支援が迅速に提供されるよう努めております。また、事務手続につきましては、利用者が直接施設に予約の電話を行う形となったことで、市と施設が日程や確認事項の仲介をすることがなくなって、手続の簡素化が図られております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ありがとうございます。

　では次に、おむつ定期便との連携について伺ってまいります。９月から見守り定期便、始まりました。この事業の見守り支援員からの情報は、母子保健にとって非常に貴重なものになると考えます。どのような想定をしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　こども部長、香取美弥さん。

〔こども部長　香取美弥君登壇〕

○こども部長（香取美弥君）　根岸議員の御質問に答弁させていただきます。見守りおむつ定期便事業につきましては、９月１日に出発式を行いまして、現在、４月生まれのお子様のもとを訪れて、見守り活動を実施しているところでございます。本事業は、子育て用品を月に１回、無償でお届けし、経済的に支援をすることと、あと孤立しがちな保護者が気軽に相談できる環境を整備することの２つを主な目的としております。悩みや課題を抱えた方を早期に発見して、適切なサービスや情報提供等につなげることは非常に重要であると認識しております。また一方で、そういったニーズというものは、支援員と保護者が、うち解けて信頼関係を築いた後にあらわれてくるものと考えております。まずは、気軽に本事業を御利用いただけるよう、保護者の精神的な負担にならない範囲での見守り、そしてコミュニケーションを図ってまいりたいと思っております。また、訪問時には、市で行っている各種支援や、月齢に応じた、子育て情報をまとめた情報誌の配布も行っております。情報誌につきましては、保健センターと協議をしながら作成を進めたところであります。今後も、産後ケア事業を初めとする各種子育て支援のサービスを保護者の方に知っていただいて、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔こども部長　香取美弥君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　えてして問題を抱えている人ほどガードがかかったり警戒心が強かったり、平静を取り繕いやすい傾向にあるのではないかと思いますので、細心の注意が必要かと思います。事業に関わる方全員がこのことを共通認識として慎重に取り組んでいただければと思います。実際、関係部署との情報共有はどのように行う予定でしょうか。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

速報版・未校正

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。見守り支援員による見守りは、チェックシートを基に行いますが、そのチェックシートの項目及び共有の方法につきましては、こども相談課及び保健センターと協議を行い、定めております。見守りの結果、得られた情報につきましては適切なタイミングで、こども政策課からこども相談課や保健センターに共有を行うこととしております。なお、至急対応が必要な事案につきましては、委託事業者から連絡が入り次第、速やかに、こども政策課から適切な部署に取り次いでまいる予定でございます。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　見守り事業は、情報をキャッチするのと同時に、プッシュ型で市の提供しているサービスや情報をお届けすることが可能です。特に、産後ケア事業の利用は産後４か月までの方で８割を占めておりますので、さらに利用を進めるために、もしですね、おむつ定期便で来訪した方が利用していない場合、満１歳まで、その産後ケアは利用できますので、そちらのアナウンスもできればよいのではと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　こども政策課長、髙中　誠君。

○こども政策課長（髙中　誠君）　お答えいたします。保護者の中には、御自身が産後ケアサービスの対象であるということを認識していない場合も想定されます。お悩みをお聞きする中で、そうしたニーズが認められた場合には、産後ケアサービスをはじめとする各種子育て支援のサービスの積極的な利用を促してまいりたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。では最後に、今後の検討課題について１点だけ、お伺いします。兄弟がいる場合、産後ケアに一緒に連れていくことができないので、その兄弟を見てくれる方が必要になって、利用しづらいという点があります。例えば一時預かりや、誰でも通園制度を併用する提案などもできるとよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君）　お答えいたします。産後ケア事業の利用におきまして、兄弟姉妹の預け先がないことから、利用が難しいという御意見については、これまでの利用者の声を通じて認識をしております。産後ケア施設の中には、日中託児サービスを併設している施設もありますので、御紹介していくと同時に、一時預かりや誰でも通園制度の情報提供を産後ケアの案内時に加えて行っていきたいと思っております。今後も利用者の声を引き続き丁寧に把握して、より多くの御家庭が安心して産後ケアを利用できる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ありがとうございます。引き続き、利用促進と満足度アップに向けて、改善を重ねていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この質問については以上です。ありがとうございました。

次に、デマンド型交通導入に向けた実証実験について伺います。先日、佐藤議員も御質

問されていますが、再度、市民の理解が進むように、特に、これまで事前に説明を受けた段階で、ミーティング・ポイントという単語が理解しづらかったので、その点も含め、概要をお願いしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長　浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今回の実証実験につきましては、令和９年の１月から12月までの１年間を実施期間といたしまして、移動不便地域への対応として、市が指定する一部の運行エリア内の住民のうち、自力乗車が可能な方を移動困難者への対応として、移送団体登録者のうち自力乗車が可能な方を対象として、範囲を絞った上で実施したいと考えております。今回のデマンド交通の使い方といたしましては、電話やアプリ・ＬＩＮＥから予約をしていただき、８時から16時までの時間帯で、自宅と市が指定する目的地であるミーティング・ポイント間での移動、もしくはミーティング・ポイント間の移動ができるものでございます。このミーティング・ポイントでございますけれども、利用者が目的地として選択できる情報ポイントのことでございまして、実証実験におきましては、市内の診療所を含む、病院でありますとか、大型の商業施設、公共施設など、約200か所程度を見込んでいるものでございます。

〔都市整備部長　浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　今回、エリアを東西に分けております。その東西どちらの地区も乗降できる箇所として、かたらいの里、東取手病院、宗仁会病院と、また、あと降車のみなんですけれどもＪＡ取手総合医療センターが指定されております。乗降場所は、今おっしゃられたとおり、通院と買物を目的として設定しているということですけれども。であるならば、西部地区にあります医師会病院も共通ポイントにする必要があると考えます。東部地区から医師会病院は距離がありますけれども、ＪＡ取手総合医療センターから医師会病院を紹介されるケースが少なくないと伺っております。医師会病院は、他の公共機関を乗り継いでもなかなかアクセスがあまりよくない場所かなと思っております。医師会病院も共通ポイントとする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　根岸委員の御質問に答弁いたします。医師会病院の需要が一定程度あることは把握しておりますが、東部地区からの直接移動を可能としてしまいますと、長時間特定の利用者が占有してしまう状態となり、効率的な運行が難しくなってしまいます。また、コミュニティバスが戸頭駅や取手ウェルネスプラザから、医師会病院に接続しているほか、医師会病院でも、取手駅や戸頭駅から無料の送迎バスを出しているため、これらの交通機関を御利用いただくことを想定しております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。その辺をしっかり、該当者の方に説明していた

だければなと思います。

次に、対象者のうち、移動困難者の定義が、自力乗車可能な方となっております。介護者の付添いがあれば乗車できる場合、自力乗車が多少難しくても利用することはできますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。今回の実証実験では、地域公共交通計画における移動困難者の考え方から、介助などの特別な対応が必要な方は、福祉の分野での対応になるものと考えております。そのため、介助者が同乗する場合でも、自力乗車ができない方は、従来どおりの福祉の移送サービスのほうの御利用をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。次に、予約受付・配車は全てＡＩが判断するため、アプリまたはウェブを使う必要があります。利用者は大半が高齢者であると想定され、アプリを使いこなせるかなと不安を感じます。電話受付との併用を予定されていますが、具体的なコールセンター設置の内容について伺います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。実証実験の開始後につきましては、やはり高齢者がアプリを使いこなすことは難しいと考えております。ほかの自治体での実績を踏まえますと、実証実験開始直後は、やはりアプリ利用が低い割合になると考えられます。そのため、電話予約が多くなると想定されますので、実証実験期間中における、月当たりの目標値である、運行車両３台の合計利用者数 450 人のうち、約８割程度の延べ 400 人程度を、コールセンターの受付数として設定をさせていただいております。

また、内容といたしましては、電話予約のものが多く――大多数を占めまして、そのほかについては、使い方に関するお問合わせなど、そういったものの相談を想定しておりますので、そういった対応ができるような形でのコールセンターの設置を検討しております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　本格稼働に向けて、コールセンターの費用をスリム化できるようにすることも重要なことだと考えております。アプリの利用を促進するために、利用するに当たり、アプリをインストールしたりだとか、使い方を説明・支援してくれるような仕組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。まず、当市で考えているアプリの利用支援策といたしましては、予約の仕方を動画にして公開するなど、可能な限り分かりやすい形で周知を図っていきたいと考えております。そのほか、アプリの画面構成の上でも利用者の入力項目を少なくしたりと、操作しやすく分かりやすいインターフェースを作成していきたいというふうに考えております。このようにまずは、極力、利用者の負担を減らしまして、使い勝手を良くすることによって、アプリやＬＩＮＥの利用割合を上げていきたいと考えております。御質問のありました、そういった支援ブースの設置などにつき

速記録（未校正）

ましても、支援方法が必要かどうかについては今後、地元の説明会などで、いろんな方の御意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。では次は、周知方法について伺います。先日の佐藤議員への御答弁では、市政協力員、移送団体、ケアマネジャー連絡会を通じて周知を図っていくとのことでした。具体的な周知方法、対象エリアでの説明会等の周知と開催方法をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　お答えさせていただきます。本事業でございますけれども、初めに一部の地域にお住まいの方々を対象として開始する予定でございますので、広報とりでや市のホームページ以外での周知方法といたしまして、ＬＩＮＥやメルマガでの周知のほか、実証実験の開始前に、市政協力員の皆様や民生委員の皆様の御協力をいただきながら、対象となる地域へ制度の御説明に伺う予定でございます。また、説明会におきましては、本事業を実施する目的でありますとか、本事業の利用のための事前登録に関する説明、そして実際の利用に係る一連の流れ、実証実験後に本格運行に移行する場合のスケジュールなど、こういう内容につきましてお伝えをしていく予定でございます。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　とりで生活者ネットワークでは、公共交通について調査学習を重ね、何か所か、他自治体を訪ねてお話を伺ってまいりました。その中であったお話で、デマンド交通に民間タクシーと同様のサービス提供を求める市民がいらっしゃることを伺いました。例えば、荷物をトランクに入れてもらうだとか、それから乗降介助してくださるですとか、あと行きたい場所で降ろしてくれるとかです。そもそも乗り合いをよしとしない方もいらっしゃるかもしれません。利用者が民間タクシーと同様のサービス提供を要求することのないよう、サービス内容の違いを明確にする必要があると思いますが、その点はどう対処されますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　対処方法について、お答えいたします。まず、実証実験の開始に当たりましては、デマンド型交通の使い方や注意点、既存の公共交通との違いなどを分かりやすく説明したパンフレットを作成いたします。対象となる地域にお住まいの方に対しては、説明会の際に、そうしたパンフレットをお渡しするほか、自治会の回覧板などでもパンフレット配布に活用させていただくなど、民間タクシーとの混同が生じないよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。今回、福祉有償運送の移送団体登録者が対象となっています。しかし、登録者全員が利用できるわけではなく、御説明あったとおり、あくまでも自力乗車可能な方に限ると。介護者同行だとしても、そこは線引きするという御答弁でした。一方、福祉有償運送は逼迫しておりまして、東部地区は以前から新規登録者を受け付けておりませんし、また、移送団体によっては、通院のみの利用に限定している

速報版・未校正

ため、デマンド交通のほうが買物にも使えて便利という認識になろうかと思います。そうしますと、自力乗車に少し課題があっても、利用したいという方が出てくるのではと思いますけれども、そのような想定はされてますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。今回の利用を想定している対象といたしましては、先ほどご答弁申し上げたと思うんですが。移送団体登録者の方が混同しないようにという点については、我々、留意して進めていきたいと考えております。移送団体登録者の方がデマンド型交通を利用される際には、本事業の開始の前に、ケアマネジャーが集まる連絡会や、移送団体の事業所などで、デマンド型交通の使い方や、移送サービスの違いを説明させていただき、制度の混同が生じないよう、こちらも周知をしていきたいと考えております。以上で、

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　よろしくお願いします。

　では最後に、効果検証について伺ってまいります。検証は、どういったタイミングで行う予定でしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　お答えさせていただきます。デマンド型交通の実証運行における効果検証でございますけれども、システムからは、利用者の数、利用者の年齢、性別などの属性、そして乗降場所、乗り合い率など、様々な自主的データを取得することができます。そうした実績と合わせまして、利用者や運転手からの意見などを基に、導入地域の事業の特性、そして持続可能性などの評価・検証を月ごとに行うほか、３か月スパンや半年スパンでの実績の傾向を見ながら、事業の継続や対象者、そして運行台数の拡充といった改善と合わせて、本格運行を見据えた検証を進めてまいります。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　次に目標値についてですけれども、実証実験時は１か月の利用者数、１台当たり 150 名、３台で計 450 名、収支率 11％。本格稼働時は１か月の利用者が同じく３台で 900 名、収支率 22％と伺っています。こちらの目標値について積算根拠をお尋ねする予定だったんですけれども、同じ内容の大里議員への御答弁ありましたのでこちらは割愛いたします。デマンド交通は乗り合いが成立すれば、より収入につながりますが、一方、順々に回っていくことで、乗車時間が長くなると不満につながる恐れがあります。また、走行している時間が長いと、予約が取りにくい状況が生まれることも考えられます。乗り合い率と予約成立率の兼ね合いも非常に重要だと考えますが、方針を伺います。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。確かに御質問の内容は、評価の点で非常に重要な点と考えております。まず、乗り合い率についてですが、乗り合いがうまく成立している自治体の事例なども踏まえまして、一定程度乗り合いが成立するような運行となるよう、システムを設計してまいりたいと考えております。なお、乗り合い率の高さ

速報版・未校正

に偏重したシステムの場合ですと、目的地への輸送よりも、ほかの利用者を迎えに行くようなルート構築が優先され、速達性が下がってしまう場合があるということも伺っております。また実証実験においては、予約の成立状況も評価指標として設定しておりますので、乗り合いが一定程度成立するように、ルートを構築する必要がございます。その一方で速達性を上げて、輸送頻度を高めることで、利用者数を増やし、予約成立率を高めていく必要もあることから、利用者の利便性を考慮しつつ、乗り合いの成立状況と輸送効率を最適化できるようシステム構築をするとともに、実証実験を重ねていく中で、より精度を高めていければと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ある自治体では、ＡＩの設定だと思うんですけれども、やっぱりぐるっと回るよりは、行って来いというんですかね。そういう乗り合いよりも、迎えに行く効率のほうを優先することによって、経費が上がっているという状況も伺っておりますので、その辺しっかり分析していただければと思います。利用者の意見聴取をされると思いますので、具体的な方法と、また、運転手からの情報収集と運転手同士の情報共有の場も必要と考えますが、そういう場を設けるお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。利用者の方から、どのようにして御意見を伺っていくのか、ということでございますが。デマンド型交通に乗車された際にアンケートをお渡しする方法や、アンケート用紙を御自宅に郵送する方法、またＬＩＮＥからも予約ができることを踏まえますと、市の公式ＬＩＮＥ上でアンケートの実施などが考えられます。より効率的と考えられる方法を選択していきたいと考えております。また、運転手からの情報収集に関しましては、本事業を効率的に運行する上で、運転手からの御意見を頂きながら、システムの調整を行っていく必要があると考えておりますので、日々の運行を記録した日報などの情報を、各事業者に共有していきながら、よりよい制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ありがとうございます。実証実験期間は、１年間です。できるだけ早期に認識していただき、利用していただくことが重要です。私は、利用促進のために、実際体験してもらう機会を設けることを提案したいと思います。例えば、地区説明会と併せて、その場でアプリを使って迎えに来てもらう体験をしていただいたりだとか、また説明会で、後日のお試しツアー実施を案内して参加していただくなど、方法は幾つかあると思いますが。――高齢の方だけではないと思うんですけれども、やっぱり新しいことにチャレンジするというのは、やはり最初は抵抗があると思います。説明会に集まった皆様と、わいわいやっていただくということが、ハードルが下がる効果を期待できるかなと思っています。具体的な利用促進の施策があれば、お聞かせください。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　具体的な御質問をいただきまして、ありがとうございます。実際に運行していく中で、利用が仮に伸びなかった場合でございますが、実績データ

速報版・未校正

や利用者からの御意見を踏まえまして、予約に至るまでの操作に不便があるのか、また目的地までの所要時間やルート構築など、運行の面で問題があるのか。市が設定する目的地と実際の移動需要に乖離があるのか。周知が不足しているかなど、様々な可能性を分析いたしまして、その問題に応じて改善策を講じてまいりたいと考えております。また、さらなる利用促進が必要となった場合には、ただいま御質問いただきました内容の手法も含めまして、選択肢の一つとして検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。年明け１月の実証実験開始に向け、急ピッチかつ丁寧に検討を重ねて御準備いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この質問は以上です。ありがとうございます。

　では最後に、思いやり収集事業について伺います。まず、思いやり収集の事業概要をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

　まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、根岸議員の御質問に答弁をさせていただきます。高齢者や核家族化の進展に伴いまして、高齢者のみの方の制度ですとか、あるいは地域コミュニティーの希薄化が進む中、要介護者、あるいは障がいのある方など、自らごみ集積所まで排出することが困難な世帯が増加しておりまして、日々のごみ出しに対する懸念の声が上がっていることは認識をしているところです。市では、これらの課題に対応するために、取手市安心思いやり収集事業実施要綱を定めまして、自らごみ集積所へ搬出することが困難な高齢者や障がい者等の世帯に対しまして、個別に家庭ごみを訪問収集する、安心思いやり収集事業を平成23年４月から実施しておるところでございます。本事業の概要といたしましては、対象世帯は、市内に住所を有し、要介護２以上、または身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、２級以上の肢体不自由に該当する方のみで構成され、かつ周囲の協力を得ることが困難な世帯としており、利用申請の後、市が現地調査を行い、利用の可否を決定通知をしております。対象となるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物であり、排出場所、収集曜日につきましては、利用決定の際の協議により決定をしておるところです。また、収集体制におきましても、委託事業者による収集を基本としながら、狭隘道路などで委託事業者の収集車両が進入できない場所につきましては、市直営で対応するなど、利用者の状況に応じた配慮を行っているところでございます。

〔まちづくり振興部長　森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　具体的に、どのように収集されているのでしょうか。利用世帯数もお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課副参事、秋田　諭君。

○環境対策課副参事（秋田　諭君）　根岸議員の御質問に答弁いたします。まず、ごみの排出方法につきましては、利用世帯の玄関の前など、自宅敷地内にあらかじめ専用の収集

速記録・未校正

容器を御用意いただき、収集日当日の朝８時までに、分別したごみをその容器内に出していただく流れとなっております。収集につきましては、一般のごみの収集スケジュールとは別に、週１回、決まった曜日に、市また委託業者が、その容器から直接ごみを回収いたします。

次に、実際の利用世帯数でございますが、８月 25 日現在で、利用中止中や中止となった世帯を除きまして、49 件となってございます。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　家族の支援がなく、ステーションまで、ごみを運べないという、ごみ出しの課題についての支援内容と理解いたしました。その手前の、ごみ分別が難しいという場合の支援は、どうなっていますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　根岸議員の御質問に答弁いたします。議員ご指摘のとおり、本事業は、集積所までのごみ出しが困難な世帯を対象とした排出支援を主な目的として実施しているものでございます。御指摘のありました、排出の手前となる分別の支援につきましては、本事業単独で家庭ごとの分別作業まで行うことは困難でございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　今回の質問に当たりまして、市内で活動されているケアマネジャーさん対象に緊急で、要介護者のごみ問題についてアンケート調査を行いました。資料をお願いします。

〔８番　根岸裕美子君資料を示す〕

○８番（根岸裕美子君）　こちらが、その結果になります。今回のアンケートには、ケアマネさん 20 名から回答を頂きました。この調査結果は、本日の資料としてサイドブックスに登載してあります市ホームページからも確認できますので、後ほどゆっくり見ていただくことができます。調査概要はこういう形なんですけれども、回答者の担当件数――お１人が要介護者担当されている件数というのが 31 人から 42 人を選択された方が一番多かったです。ごみ出し困難者の存在についてでございますが、75％の方が家族の支援がなく、ごみ出しが困難な要介護者が実際に存在すると回答しています。人数としては、先ほど申し上げたとおり１人のケアマネさんが担当している 31 名から 40 名のうち、１名から５名程度の方が困難を抱えているということで、事業所規模にかかわらず広く発生しているということが分かりました。

次に、困難の具体的内容として、最も多かったのは、移動や運搬の問題です。ごみステーションまでの距離が遠い、段差や坂道が多い、袋の重さが負担になるといった、身体的な理由が挙げられました。また、認知機能の低下により、分別が難しい、曜日や時間に合わせられない、そもそも、ごみ出し自体を忘れてしまうといった、認知面の課題も多く見られました。

次に、生活への影響をお伺いしました。ごみ問題が生活全体に影響していると感じることが、「よくある」「時々ある」と全員の方が答えており、衛生面の悪化や近隣トラブル

速報版・未校正

につながるケースも報告されています。現在の支援状況については、訪問介護ヘルパーによる対応が45%、思いやり収集事業の利用が25%、近隣住民の協力などが挙げられました。しかし、介護保険では、ごみ出し単独の支援が認められないため、ヘルパーの負担が増えたり、ケアマネさんが民間サービスや地域の人に個別に依頼する、あるいは御自身が対応するなど、シャドウワークが発生している実態が明らかになりました。

次に、思いやり収集事業の課題について伺いましたが、85%の方が、対象要件が厳しく該当しない、と回答しており、申請手続が煩雑、制度の周知が不十分という声が圧倒的に多く、必要な人に届いていない状況が浮き彫りになりました。行政の要望としては、85%が、思いやり収集事業の対象拡大と柔軟な運用を求め、65%が、ごみ出し支援に特化した生活支援サービスの創設を求めていらっしゃいます。また、制度の周知強化、自治会や民生委員と連携体制づくり、ケアマネさんが相談しやすい窓口の整備などが挙げられました。

まとめといたしましては、ごみ出し困難者は多数存在する。現行制度では対応が不十分と感じている。ケアマネヘルパーの負担増加している。地域ネットワークの活用が鍵である。次期計画への反映が必要ということでした。

今回の調査から、ごみ出し困難者の支援は、介護・福祉・地域の連携が不可欠であり、現行の思いやり収集だけでは、十分に対応できていないことが明確になったと思います。その中で、思いやり収集を利用しているけれども、当日の朝８時までに、ごみ出しするためのヘルパー派遣が困難で、ケアマネさんが直接ごみ出しに携わるなど、シャドウワーク化している点に、まず注目をいたします。ごみ出しの時間を朝８時から９時以降に送らせるなど、対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課副参事、秋田　諭君。

○環境対策課副参事（秋田　諭君）　根岸議員の御質問に答弁いたします。朝の収集時間の繰下げに関する御提案でございますが、本事業におきましては、市内全域を限られた車両と人員で効率的に巡回・収集をしている都合上、特定の収集時間を大幅に遅らせたり、個別に時間指定を行ったりすることは、困難な状況がございます。一方で、ヘルパーなどの訪問時間と朝のごみ出し時間等の調整が課題となるケースにおきましては、先ほど申し上げましたとおり、敷地内へ設置いただいた収集容器を活用することで、排出当日の朝に限りませんで、訪問時に、あらかじめ分別や収集容器への排出を行っていただくなどの対応が可能と考えております。市といたしましては、今後とも、ご利用者や現場の状況に配慮しながら、支援される方の負担軽減にもつながるよう運用してまいります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　玄関先にペール等を配置して、前日までにヘルパーさんが出して帰ることができるということなんですけれども。調査結果からは、その運用をケアマネさんや地域の方、当事者が十分理解しているとは思えません。周知をしっかりする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　お答えいたします。制度の運用方法につきましては、本

事業の利用決定時に、市職員から、御本人や御家族に対し、具体的な排出場所やヘルパー等の訪問に合わせた排出が可能である旨を含め、直接、丁寧に説明を行っているところでございます。一方で、御本人のみで、把握や御対応が困難なケースにおかれましては、御家族はもとより、日頃から支援に携わるケアマネジャー等の介護従事者の皆様にも、こうした運用方法を的確に御理解いただいていることが大切であると認識しております。今回の御指摘を踏まえまして、福祉部門ともしっかりと連携を図りながら、ケアマネジャーや関係機関などを通じて、ヘルパー訪問時の排出をはじめとする柔軟な運用方法につきまして、改めて丁寧な周知と情報共有に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　調査結果から、要望として最も多かったのは、事業拡大と柔軟な運用です。現在の要介護２以上、それから身体障害者手帳を２級以上という枠組みを広げるおつもりはありますか。例えば、条件付で要介護１の方も対象とするなど、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田拓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　それでは、お答えいたします。本事業は、高齢化や地域社会の変化が進む中、自ら、ごみ出しを行うことが真に困難な世帯を対象として、無償で戸別収集を実施しているものでございます。現時点においても、利用世帯は緩やかな増加傾向にあり、仮に対象要件を拡大した場合、利用世帯の急増に伴う収集体制の抜本的な見直しや、それに伴う事業コストの増加などが懸念されるところでございます。このようなことから、現時点におきましては、対象要件の拡大は困難と考えておりますが、今後とも、個々の世帯のお困り事に丁寧に対応しながら、現行制度の適切な運用に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ごみ出しは、人が地域で衛生的かつ尊厳を持って日常生活を送る上で、避けて通れない営みです。実際、単に、玄関からごみをステーションに運ぶだけの思いやり収集の対象拡大だけでは、家の中で分別ができない、認知面の課題を抱える要介護者を救うことはできません。分別段階からサポートとして要望に上がっているような、ごみ出し支援に特化した生活支援サービスの創設でしたり、あるいは自治会や民生委員、シルバー人材センターと連携した、分別から収集までを包括的に支える、地域ネットワークづくりに早急に取り組むべきと考えます。現行制度のまま継続するとのお答えですけれども、今回のアンケート調査結果をしっかり受け止めて、緊急課題として取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　お答えをさせていただきます。先ほどアンケートのほう御紹介をいただきまして、内容のほうは確認をさせていただきました。冒頭、答弁をさせていただいたとおり、高齢者の方のごみ出しなど、懸念の声があるというのは承知をしておりまして、課題であるということは認識をしているところです。現在も現行制度の中で、可能な限り、寄り添った対応はさせていただいているところです。先ほど答弁に

速報版・未校正

もありましたけども、周知？部門？というところもございますので、今後とも福祉部門とは連携を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　ぜひ、しっかり取り組んでいただければと思います。ごみ問題について、今後も地域の方とともに取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、赤羽直一君。

〔22 番　赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君）　赤羽直一でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、各種給付金についての給付方法について伺いたいと思います。まず、昨年度の物価高騰対策支援事業について、お伺いいたします。この給付事業は、１人当たり 7,000 円のＪＣＢ商品券を全市民 10 万 6,200 人、約４万 8,860 世帯に送付したわけですが、それに対し、市民の反応はいかがでしたでしょうか。まず、お聞かせいただきたいと思います。

〔22 番　赤羽直一君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、赤羽議員の御質問に答弁をさせていただきます。今の議員のほうから御紹介いただきましたとおり当該事業、昨今の物価高騰への対応策といたしまして、市民生活を支援するという目的で、全市民に対し、１人当たり 7,000 円分の商品券を現在も配布しているものでございます。給付方法の検討経緯といたしましては、市民の皆様の手続が不要で、一定のなじみがあると考えられる既存の紙媒体の商品券の中で、利用可能店舗が比較的多いＪＣＢギフトカードを採用したものでございました。市民の皆様の御反応といたしましては、商品券の発送に当たりまして、ＱＲコードの読み取りにより、アンケートの御回答をお願いをいたしております。回答者の約８割が満足、やや満足といった結果となりまして、一定の御支持を受けることができたものと認識をしているところでございます。一方で、やや不満、不満と答え、御回答された約１割の方のうち７割弱の方が、利用したい店舗が対応してないとする理由を上げており、市といたしましては、今回のＪＣＢギフトカードが、既存の商品券の中でも、比較的、使用可能店舗が多いことや、使用期限がないことなどを丁寧に御説明をしまして、御理解を求めているところでございます。本事業は、９月 30 日を受け取り期限としておりまして、終盤の時期に差しかかっております。今回の事業のよかった点、改良すべき点、他地区の事例等を調査研究をいたしまして、今後、事業を実施する、同様の事業を実施する際に生かしてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長　森川和典君答弁席に着席〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君）　ありがとうございました。既存の商品券の中で、ＪＣＢギフトカードが比較的使えるお店が多いということですが、実際市内の２大スーパーのカスミとヤオコーでは利用できません。また、零細の個人商店でもほとんど使えません。また、大手のドラッグストアでは使えるけど、ポイントがつきません。今ポイント収集は非常に皆さん一生懸命やってまして、ある大手のドラッグストアでは、この日はポイント２倍とか、15 日と 16 日は高齢者ポイント２倍とか、そのほかの日は何倍とかという、ポイントをつけてお客さんを誘導してるんですが、これに対応できません。大手ドラッグストアに行って確かめましたから、確かでございます。それから、取手市内の大手・中小・零細まで含めた商店の何％で使えるか調べたことありますか。多分調べてないと思います。大きなところの店は大体見当がつくでしょうけども、個人商店ではほとんどＪＣＢギフトカードは取扱えないし、取扱わないし、取扱うことができないのが実情じゃないかと思います。私は商売してますんで、商店の仲間からお話聞きますと、こんなのもらっても俺たちのお店の利益には一つにもならないと。そういうお話が非常に聞こえてまいります。商工会からそんな話はなかったかどうか別ですが、それから飲食店でもほとんどはＪＣＢの商品券は使えるところは少ないと思います。それを考えますと、もっと取手市内での消費を増やすためであれば、これは、このＪＣＢカードの満足度、この８割というのはですね、どういうアンケートの聞き方をしたか。この給付金事業がよかったかどうでしたかという質問なのか、それとも給付方法として現金とこのカードどちらがよかったですかという聞き方したのか、その辺のアンケートの仕方についても、アンケートの数字とは非常に違ってきます。そういうアンケートの企画したのかどうかも、お伺いしたいと思います。私が調べた中で、セブンペイメントのアンケート給付金の受け取りについては、６割の方が現金を希望しています。このアンケート結果についてどう思うか、この２点についてお答えください。

〔22 番　赤羽直一君資料を示す〕

○22 番（赤羽直一君）　今画面に、これセブンペイメントでアンケート結果を取ったやつなんですが、現金給付が 62％、各種ペイ――○○ペイですね。何とかペイってやつが 26％。商品券がたった６％。交通系電子マネー――Ｓｕｉｃａですとか、それが５％。その他が２％という数字が出ています。取手市のアンケートと随分乖離してるように思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（山野井　隆君）　産業振興課長、岡田　崇君。

○産業振興課長（岡田　崇君）　赤羽議員の御質問のほうには御答弁いたします。今回の物価対策商品券事業を進めるに当たり、現金の給付等をはじめ、様々な手法については検討させていただきました。そのような中で、国が示す早期のプッシュ型給付というところの方針を踏まえて、ＪＣＢのギフトカードを採用したものでございます。給付手法については、赤羽議員からも御紹介いただきました、コンビニとかそういうところでの受取等の手法もございますので、近隣の自治体においても、こうしたＡＴＭの受取なんかの手法を使ったり、はたまた現金のほうで振り込みしたりとか、いろいろ電子マネー、またハイブ

リッド方式なんかも採用した自治体もございます。引き続き情報収集しながら、調査の研究のほうを進めていきたいと思います。またアンケートも――市のほうのアンケートの調査の結果のほうなんですけど、一応ギフトカードを配布したに当たりまして、満足したか満足してないかとか、あとは市内で使えたのか市外で使ったのかというような質問の内容となっておりまして、おおむね使ってる店舗についても、市内の店舗で利用されたという方が８割以上の方が利用されたという形になっております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　お答えをさせていただきます。先ほど赤羽議員のほうから今回のＪＣＢギフトカードのほうなんですけども、個人店舗の取扱いができないという、少ないというようなところも認識はしておるところです。今課長のほうからの答弁もございましたとおり、今回、国からの速やかな給付支援をするということが目標となっておりました。そういったものを実施するため、市民の方から申請等を待たずに給付を行うということで、市民生活を早急に支援するということを重点に置いて実施をさせていただいたところでございます。市内産業振興の観点からですね、これまで実施した独自の商品券なども検討しておったところなんですけども、加盟店の募集、商品券の印刷等に多大な準備期間を要するということから、今回こういった選択をさせていただいたということを御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君）　私も、その辺の事情は十分に承知をしております。ですから、今後――これからも給付金事業は必ず、あると思います。絶対――総理も給付金事業すると言ってますので、絶対あると思うんですが、それに合わせて、もっと別なスピーディーで、職員の負担が少なくて、そして経費のかからない方法を、改めて準備しておくのは、私は必要ではないかと思って、この質問をしたわけでございます。これ、セブン銀行のアンケートですから、これは本当にどうか――私も、ちょっと懐疑的なことがあるんですが。受取方法について、セブン銀行が 65％――これを見ますと、セブン銀行が 65％、銀行振込が 30％、その他、現金書留１％とあるんですが。今、ＡＴＭ――銀行窓口がどんどん少なくなりまして、ＡＴＭだけの店が多くなりました。そして、増えているのがコンビニのＡＴＭです。セブン銀行では今度、ファミリーマートにも全店舗にＡＴＭを設置することになりました。そうすると、一番のネットワークはセブン銀行になるんじゃないかと、私は思っております。セブン銀行から、資料を私、取り寄せました。そうすると、いろんな方法があるんですが、その中で、ほかの自治体でもやったところもあるようですが、当初、何かいろいろ混乱が起きたというお話も聞いております。高齢の方がセブン銀行のＡＴＭのところに行って、なかなか操作がうまくいかなかったと。それで、店員に聞いたけども、店員も事情が分からなくて、結局できなかったというような案件もあったということも伺っております。ただ、それを踏まえて今後は、段々、セブン銀行のほうも改善するでしょうし、今回頂いた資料の中には、圧着はがきで各個人に番号を送って、それをセブン銀行のＡＴＭで、その番号――３種類の番号を打ち込むと現金が出てくると。硬貨はカウンターに行かなきゃ駄目なんですけど、お札だけだったらばＡＴＭから出てくると。そ

ういうシステムもあるそうでございます。これが何と、１件当たり 200 円だそうです――取扱い手数料。銀行振込と同じぐらいではないかと思いますけども。そういう方法もあります。

それからもう１つ、どうして、マイナンバーカードにひもづけてある公金受取口座を使わないのか――これは私、大変、前々からの疑問なんです。お伺いしていますと、マイナンバーの取得率と、それに対する、ひもづけ口座の率を勘案すると、約半数の人は、ひもづけ口座を持ってるんですね。そのひもづけ口座を――じゃあ、何のために、あの、ひもづけ口座をやったのか。ひもづけ口座をつくったにもかかわらず、１回もあの口座にお金を入れてもらったことはないんじゃないかと思うんですよね。皆さん、頂いたことありますか。――多分ないですよね。１回も使ってないです。じゃあ何のために、あの口座を収集したんでしょうね。ぜひとも、その方法もあると思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

○議長（山野井　隆君）　産業振興課長、岡田　崇君。

○産業振興課長（岡田　崇君）　お答えいたします。――マイナンバーカードのひもづけということでございまして、ひもづけのほうで対応のほうは今現在はしていない状況なんですけども、やはりマイナンバーカードのひもづけ――受け取った市民が最も使いやすい給付方法となっております。しかしながら、市民においては――その手続不要ということもございますので――ごめんなさい。そうですね――マイナンバーカードについて――ある程度の基準というか――使えるというものがございますので、そちらのほうを調べてやっていきたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　今、質問は、マイナンバーカードによるプッシュ型給付に対応した事業があるのか、またその実績があるのかという御質問だったと思いますが、簡明にお願いします。よろしいですね。そういう質問だったと思います。

○産業振興課長（岡田　崇君）　すみません。お答えいたします。今までマイナンバーカードのひもづけ口座に給付したという――給付方法というのはございません。

○議長（山野井　隆君）　それで結構です。

まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　少し補足答弁をさせていただきます。マイナンバーカードを利用した給付というのも方法としてはございます。ただマイナンバーカード、まず保有率が 81％ということで伺っております。そのうち公金登録をされている方が 62％ということで、市民全体のほうで考えますと、今のところ５割程度の方が給付対象になるということで、残りの半分についてはやはり何らかの形で、給付の振り込みですとか、そういったものの手段を御確認をさせていただく必要があるのかなと今考えております。それから、マイナポータルの受取口座のほうについても、今そういった状況になっておりますので、そういった口座に振り込んでいいのかというところも、確認も一つ必要になってくるのかなと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君）　せっかくあるものを何で使わないのかということで不思議でし

ょうがないんですが、ちょっと前だったんですが、新聞に出てました。所得連動給付申請を付与、公金口座登録者へプッシュ型で給付するという、これは高市総理がたしかこういう発言したんじゃないかと思うんですが、将来的に消費税が――食料品の消費税が１％になったときに、手当として給付金事業をやるというふうに発言をされました。そのときには、このマイナンバーカードにひもづけた口座に給付するというような発言は、たしか新聞に載っておりました。そのために法改正が必要だということも、新聞に書いてあったんですね。どうして法改正が必要なんだか分からないんですが、そのところを承知していらっしゃれば、お答え願いたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長　渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、赤羽議員の御質問のほうに答弁させていただきたいと思います。ただいま、まちづくり振興部のほうからも答弁がございましたところを少し補足する形でお答えさせていただきたいと思います。まず今回、赤羽議員のほうから御質問いただいている商品券の件、それと国のほうから今後示されている給付事業、この点について少しお答えさせていただきたいと思います。まず国のほうから、今、高市総理ということでの御紹介ありましたとおり、報道などによりまして、私たちも情報のほうは、なるべく早く入手して、早期に取りかかれるように、こういった事業に対しては、準備・取組のほうは進めております。また今、赤羽議員のほうから御紹介いただきましたとおり、今後特に予定されている給付につきましては、国の施策として、マイナポータルの公金受取口座を用いた給付が進められているということも、これは予想されます。この公金受取口座に、金融機関口座を１つひもづけて――ひもづけすること、これを義務化していくといった国の動きも考えられますけども、その一方で、ひもづけをしない方も一定数見込まれることから、結果として、全ての対象者に行き届けるには、ほかの手法による給付についても並行して進めていくというこういった必要性もあると考えております。そういったことも踏まえますと、国が行う給付の際の手法として、マイナンバーカードとひもづいた口座という選択肢が１つ増えるということも捉えられると思います。その一方で、市といたしましては、対象者の方に――皆様になるべく早く、そして公平に行き届くということを最優先に考えた際に、どういった方法が最善なのか。一例を挙げさせていただきますと今、赤羽議員から御紹介いただきました、コンビニエンスストアでのＡＴＭの活用ということも考えられますので、こういった、どういったことが最善なのかというのを検討しながら、今後取り組んでいく必要があるかと考えております。今後新たな給付金事業が実施される際には、国から示されるスケジュール、こういった等も含む含めまして、これまでの給付事務における経験、こういったことも生かしまして、一番は市民の利便性、ここの点だと思います。こういった様々な視点から、事務費の件もありますけども、少しでも、事務費だとか職員の負担というのも減らせるように、有効な実施方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔政策推進部長　渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君）　ありがとうございました。ちょっと画面を切り替えていただけますか。

〔22番　赤羽直一君資料を示す〕

○22番（赤羽直一君）　これは先ほど申し上げました、セブンペイメントのほうの方法でございます。お客様がはがきを受け取って、そのはがきに番号が２つ書いてあるそうです。１つは、番号が書いてないんですが、それは自分で打ち込まなきゃいけないんですが、その３つの番号を打ち込みさえすれば、お金が出てくると。即座に出てくるそうでございます。非常に私は簡便な方法だなという。ただ、隠し番号が何にするかということが非常に難しい。例えば、セブンで想定しているのは一番簡単なのは、自分の生年月日を数字で合計８桁入れるとか、そういう設定を文章でして、お客様しか知らない番号をそこに入れれば、それだけでもう完了するそうでございます。この議場にセブンイレブンのオーナーもいらっしゃいますけども、セブンイレブンは大変なのかもしれませんが、ひとつよろしくお願いいたします。本当にセブン銀行でしたらば、日本全国くまなくありますし、24時間営業ですし、時間、曜日にとらわれることなく使うことができるので、私は非常に便利だと思っておりますんで、一つの例として御紹介させていただきました。これから、来年度に多分、給付金が１つあって、29年春には中低所得者向けの給付事業、消費税が元に戻るときに給付事業があるということを予想されます。それに、それが発表されてからではなくて、発表される前にもう既に体制を整えておいて、発表されたら、すぐ対応できるような、そんな形をつくっておくべきかと思います。そして、執行部のほうに、給付金というのは、どういう形で来るのと言ったらば、交付金として来て、その交付金の中で、一部を事務費として、残りを給付金として使うんですというお話でした。そうすると、事務費を少なくすれば、交付金が多くなるわけですよね。ですから、そういう面では、なるべく事務費を少なくすることが重要かと思います。今、画面が変わりました。これは、今までの交付事業でかかった経費でございます。今まで何回も、いろいろ給付やってますけども、まず現金給付、令和４年、子育て世帯応援、給付金額１万円。これは経費率が1.4％。これは、銀行振り込みでやりました。子ども手当とか、いろんな手当を頂いている口座が、もう市のほうで把握しているので、そこへ振り込んだんですね。ですから、非常に経費は少なくて済んだ。それから、取手っ子応援、これは確か――これもやっぱり口座に振り込みましたんで、1.7％。省エネ家電補助金、これは現金でしたけども、これは電気器具買った人が申請して受け取ったという形で、市のほうでは、そんなに事務費はかかってないかと思います。これでは、1.6％ですね。でも、結構なお金がかかっています。それから商品券の事例。令和４年にありました生活応援商品券、これは４万8,860世帯に5,000円ずつ給付いたしました。これ商品券ですね、これ11.9％。金額にして、3,292万円。それから、令和７年取手っ子応援、これもやっぱりカードだったと思います。１万2,700人で、15％の経費率です。この間の物価高騰対策商品券が、人数が多くて、10万6,200人に対して、給付金額は７億4,340万円なんですが、事務費が１億円かかってますね。経費率が12.2％です。ですから、商品券事業というのは、商品券の印刷にお金がか

かったり、それから、そのほかいろんな郵送費ですとか、委託ですとか、いろいろかかるんでしょうけども、非常に商品券事業というのは経費がかかる。これを私は、なるべく削っていって、その分を、ぜひとも交付金のほうに振り充ててほしいと。それが私の希望でございます。こういう例がありますので、商品券も地域で――前には地域振興券というのがありまして、取手市内でしか使えない。ただし、小店舗でしか使えないという商品券がありました。あれは、私の商売仲間のところにも、大分、商品券が集まったようでございます。ただ、今回のＪＣＢは、私の仲間のところでは、ほとんど来てないですね。多分、飲食店をやってる方のところでも、あれは扱ってないと思うんで、我々としては、ちょっと――商売をしてる身としては、ちょっと反意を申したわけでございます。こういう例がございます。ぜひとも、準備を怠りなくやれば、安い経費で、私はできるものが探せると思います。このセブン銀行の例を取ってみても、幾つか方法はあります。でも、一番簡単だなと思ったのが、圧着はがきでやるのが一番――圧着はがきのほうも先方で送ってくれますんで、そうすると１件当たり 400 円ぐらいで、全部完了するはずでございます。一番いいのは、私やっぱり、プッシュ型で、マイナンバーカード、せっかくひもづけ口座があったんだから、あれを使ってやるのはいいんですが、それで全部カバーし切れないところは、こういう方法もあるよということで、提案をさせていただきました。今後とも、給付金事業、時間に責められますんで、職員の皆さんは本当に大変なお仕事だと思います。その中で、なるべくお金をかけずに、労力をかけずに、スムーズに市民の方に給付金が届くように、やっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（山野井　隆君）　政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、お答えさせていただきます。赤羽議員のほうから、様々な資料を御提供いただきまして、ありがとうございます。今、議員からもいろいろお話ありましたとおり、今後も国の経済対策等、こういったことによりまして、給付金事業が想定されます。やはり、こういった給付金事業というものは、やはり制度の決定から給付開始まで、期間が限られているものが多くございます。そういったこともありまして、迅速な対応が求められるケースも想定しておく必要があります。――これは議員ご指摘のとおりだと思います。ただいま、いろいろお話ありました中で、公金受取口座の活用といったものがございました。それと、コンビニエンスストアの活用ということで、民間事業者が提供するサービス、こういったものにつきましても、それぞれの特徴や導入経費、それと事務負担の軽減効果、市民の利便性等、様々な観点から調査研究を重ね、常に最善の方法を検討してまいりたいと考えております。その上で、今後、新たな給付金事業を実施する際には、給付の対象になる方、給付の件数等を踏まえながら、公金受取口座をはじめとした、各種給付手法の活用の可能性、こういったものにつきましても検討いたしまして、市民の皆様にとって利用しやすく、かつ、事務経費の軽減を両立できるような、より効果的な実施方法を選択できるように、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君）　ありがとうございました。ぜひ期待しております。我々、中小

零細企業のところにも、給付金のおこぼれが幾らかでも回ってくるように、商工会の方々は期待しておりますんで、ひとつよろしくお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

続いて、海東一弘君。

〔７番　海東一弘君登壇〕

○７番（海東一弘君）　創和会、海東一弘でございます。児童生徒の自殺予防に係る取組という内容につきまして、質問させていただきたいと思います。このたびに際しましては、私も児童生徒と関わる機会のある１人でありまして、こちらの質問を通しまして、知識や理解を深め、取組を進めたいと考えております。あわせまして、人の生命に関わる大切な領域でありますので、誤った認識や考え方をただし、正確に捉えるため、質問させていただきたいと思います。また、児童生徒の自殺における現状やその取組につきまして、お１人でも多くの方に知っていただきたいと考えるところでもございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。毎年、中央省庁より小学生、中学生、高校生、児童生徒の自殺者の数が発表されています。令和７年は、統計のある昭和 55 年以降、最多人数になってしまいました。これまでも政府が一体になり、国を挙げて児童生徒を含めた子どもや若者たちの自殺予防に関わる取組などが推進されておりますが、それにもかかわらず、児童生徒の自殺者は増えてしまっています。これは全国的な傾向でありますけれども、本市も例外ではないと考えております。令和８年に入り、本年も文部科学省から、２月と７月の２度にわたり、児童生徒の自殺予防に係る取組についてという通知が発出されていまして、本市にも届いていることと思います。この通知には、冒頭に、いかなる事情であれ、子どもたちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要がありますと示されています。児童生徒、子どもたちの命を自らの手で摘み取るようなことがなきよう、大人たちに大変重い責務が課されていると、私はそのように理解しているところでございます。そのための取組の一つとしまして、自殺予防教育の実施と示されております。私は本取組の中心になるのではないかと考えておりまして、本市におきましても、こちらの取組を実施し、推進しなくてはならないと考えます。

最初にお尋ねしたい内容が、自殺予防教育の理念、方針、方向性などについてでございます。児童生徒の自殺予防に関わる様々な取組などが、本市も進められていると思いますが、まずはこちらの自殺予防教育に向けられました、その基盤になる理念、考え方や方針、方向性につきまして質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。教育長、石塚康英君。

〔教育長　石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君）　それでは、海東議員の御質問に答弁をさせていただきます。全国の児童生徒の自殺者数は増加傾向にありまして、本当に深刻な状況にあると考えています。令和８年４月１日、改正自殺対策基本法が全面施行されまして、学校・教育委員会・警察・医療機関等の多様な関係機関が緊密に連携をしまして、共同的に対策を図っていくことというのが示されたところでございます。御質問にありました自殺予防教育は、子ど

もたちが自ら心の変化や危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を育むとともに、安心してＳＯＳを発信できる環境を整えることが重要だと捉えています。本市といたしましても、地域社会全体で支える重層的な支援体制の確立が不可欠であると、そのように認識しています。本市では、ハートとアートで子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育を教育理念に掲げ、日々の教育活動を推進しています。このハートとは、子どもたちが安心して学校生活を送り、豊かな学びに向かうための前提となる心の安心安全であり、教職員が子ども一人一人の心に寄り添い、理解しようと努める姿勢そのものでございます。本市では小中学校におけるチーム指導や全員担任制による組織的な見守り体制を確立し、専門家が参画する教育相談部会において、迅速な支援へとつなげています。また１人１台端末を活用した心の健康教育――心の健康観察など、デジタルも融合させた重層的な心のセーフティーネットを構築し、子どもたちの小さな変化やＳＯＳを早期に捉える体制を整えているところでございます。今後も、かけがえのない子どもたちの命、尊い命を守るための取組にしっかりと注力してまいります。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　ただいま教育長より御答弁をいただきました内容で、新たに理解する部分がありました。本市の特徴を踏まえました、崇高な理念、方針の下で進められていると、そのように感じたところでございます。しかしながら、どれだけ取り組んだとしましても、大変残念で悲しい現実があります。資料を提示させていただきたいと思います。切替えをお願いします。

〔７番　海東一弘君、資料を示す〕

○７番（海東一弘君）　こちらは冒頭に申し上げました、小・中・高校生の自殺者数の年次推移でございます。令和７年確定値でありまして、警察庁のデータを基に、厚生労働省自殺対策推進室が作成された資料でございます。データのある昭和 55 年――一番、左側でございます。一番左側が昭和 55 年でありまして、その年からの推移をあらわしているものでございます。それぞれ小学生、中学生、高校生と色分けされていまして、青色の線が合計数であります。令和７年の合計数は、538 人でありました。こちらの一番右側が令和７年になりますけれども、538 人と、統計のある昭和 55 年、1980 年以降、過去最多人数でありました。近年、増加傾向にあることが見て取れますが、令和６年の人数は、529 人。その前年の令和５年は、513 人と、過去直近は 500 人を超えている状況であります。こちらは御覧になってのとおりでありますけれども、毎年途切れることなく、300 人、400 人、500 人もの小学生、中学生、高校生、児童生徒たちが自ら命を絶ち、亡くなっているという悲しい現実が、このグラフにあるということであります。亡くなってしまった児童生徒は、もちろんのことですが、その保護者や御家族や悲しまれている多くの方が、いらっしゃるものと、改めて考えるところでございます。全国に目を向けますと、ただいまのような状況にありまして、この状況を本市教育委員会では、どのように捉えていますでしょうか、所見をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　海東議員の御質問に答弁させていただきます。我が国の自殺者全体の総数が減少傾向にあるものの、議員ご紹介のとおり、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和７年度【「令和７年度」を「令和７年」に発言訂正】は、538 人と過去最多となっております。文部科学省によりますと、令和７年の児童生徒の自殺の原因・動機のうち、学校問題では、学業不振や入試、進路に関する悩みが多くを占めております。また、いじめを原因・動機とするものが 16 件と、昨年度と比べますと９件増加している状況です。さらに、児童生徒の自殺は、長期休業明けの前後に増加する傾向がありまして、直近２年間では、９月の自殺者数が最も多い状況となっております。特に長期休業を挟む前後における児童生徒への見守りの徹底が極めて重要であります。児童生徒の自殺には、学校生活や家庭環境、健康問題など、様々な原因が複雑に関係しているものと考えられ、１つの要因だけで捉えることはできません。こうした状況を重く受け止め、子どもたちの小さな変化や、ＳＯＳを見逃さないことが重要であると認識しております。本市といたしましても、学校や家庭だけで問題を抱え込まず、学校、教育委員会、警察、医療等の多様な関係機関と連携協働を図り、地域社会全体で支える支援体制の構築が必要であると考えております。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　詳細なところを御答弁いただきました。自殺の原因、要因などにも触れていただきました。自殺が多くなる９月につきましては、後ほどお尋ねしたいと思いますけれども、ただいまお話しくださいました、子どもたちの小さな変化・ＳＯＳを見逃さない。本当に大切なところと、感じたところでございます。では、ただいまの答弁も含めまして、実際にどのような取組などが進められているのか、または検討などなされているのか、質問をさせていただきたいと思います。（１）から（６）まで、一つずつをお伺いしたいと思いますが、あらかじめ山野井議長へ、順番の入替えの申出をしておりまして、御了承をいただいております。（２）と（３）を入れ替えたいと存じます。

まず、（１）でございます。先ほど、小さな変化やＳＯＳを見逃さないという御答弁を頂いたところでございますが、早期発見は、自殺予防におきましても、とても重要と私も考えております。こちらにつきましては、どのように取り組まれていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　海東議員の御質問に答弁させていただきます。学校における早期発見に向けた方策といたしましては、まず、児童生徒の小さな変化を複数の教職員で捉える体制づくりが重要であると考えております。本市では、令和２年度より全員担任制・チーム指導を導入し、日常の授業や生活指導を通して、児童生徒の表情や言動、友人関係、学習状況、欠席や遅刻の状況などを多面的に把握しております。また、毎月、生活アンケートを行っております。何か記述のあった児童生徒に関しましては、その日のうちに担任が面談をすることになっております。さらに、１人１台端末を活用して、

いばらき心の健康観察を実施しております。これは、児童生徒が自分の気持ちを自分で判断し、晴れ、曇り、雨の、いずれかを選ぶもので、雨を選んだ場合は、生活アンケートと同様に、担任が面談をすることになります。いずれにおいても、内容によっては、学年主任や管理職とも情報共有を行い、教育相談部会において対応することで、早期発見・早期対応につなげております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　毎月のアンケートでありましたり、面談をされていると、手厚く取り組まれていると、率直に感じたところでございます。特に、思春期を迎える児童生徒には、自分の気持ちなどを発信したり、表出することが、なかなか難しいのではと考えられますけれども。アンケートであれば、心の内でありましたりとか、そういったものを、つぶやいたりできるのかなと、そのように感じたところでございます。

続きまして、（３）です。自殺予防教育につきまして、予防取組の中心になるものと考えます。こちらにつきまして、お尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。児童生徒自身が、心の変化や危機に気づき、信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してＳＯＳを出すことができる環境を整備することが大切であると考えております。まず、小中学校におきましては、定期的な面談を行い、スクールカウンセラーや学校教育相談員を全小中学校に配置し、相談しやすい環境を整えております。また、毎年、全小中学校においてＳＯＳの出し方に関する教育を実施しております。さらに、悩みや不安を抱えたときに相談できる電話相談窓口や、ＳＮＳ相談を活用した相談窓口を児童生徒に配布や教室掲示を行うなど、児童生徒に周知しております。また、小中学校においてオンラインを活用した相談窓口を開設しております。具体的には、小学校では、各校でオンライン相談窓口を設置し、子どもたちが相談しやすい先生を選ぶことができます。中学校では、相談アプリＳＴＡＮＤＢＹを利用し、１人１台端末から相談できるよう整備しております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　分かりました。ただいまの御答弁の中に、ＳＯＳの出し方に関する教育とありましたけれども、具体的にどのような内容になりますでしょうか。こちらにつきまして、もう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか、お願いします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　答弁させていただきます。ＳＯＳの出し方に関する教育の具体的な内容についてですが、一例を挙げますと、県のスクールカウンセラーを講師として、自分の心の悩みについて、どう向き合い、誰に相談して、どのように解決していくかなどについて学んでいったり、悩みや不安がある場合には、一人で抱え込まず、自分から発信していきましょう、といった内容の授業になっております。また、教職員としましても、児童生徒のＳＯＳを受け止め、適切に対応できる資質能力の向上につながっております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。
○７番（海東一弘君）　分かりました。先ほども申し上げました、自分から発信することが、児童生徒は、なかなか難しいところもあるんではないかなと、そのように考えておりましたけれども、非常によい取組と理解いたしました。
　続きまして、（２）です。組織体制を構築して、その上で対応していくことは、児童生徒にとりましても、保護者にとりましても、大きな安心につながると考えます。こちらにつきまして、いかがでしょうか、お尋ねします。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター副参事、唐口　薫さん。
○教育総合支援センター副参事（唐口　薫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。児童生徒の悩み事や困り事に気づき、チームで支援するために、教育相談部会を設置しております。複数の教員で児童生徒の小さな変化に気づき、情報の共有をし、教育相談部会を開き、相談・支援体制を話し合っております。定期的に継続した対応への話合いを行うため、中学校では週１回、小学校では月２回の教育相談部会を実施しております。さらに、様々な視点からの支援について話合いができるよう、教育総合支援センターからも、学校連携支援員及びスクールカウンセラー・スーパーバイザーを派遣しております。専門家からの助言・指導により、チーム学校として組織的な対応ができるようにしております。以上でございます。
○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。
○７番（海東一弘君）　分かりました。教育相談部会の皆様や専門職の方々にも、大変ご尽力いただいてると、そのように受け止めさせていただきました。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げたいと思います。しっかりとした取組が進められていると、そのように理解いたしました。
　続きまして、（４）です。こちらにつきましては、どのようになされていますでしょうか、お尋ねします。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター副参事、唐口　薫さん。
○教育総合支援センター副参事（唐口　薫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。長期休業期間中を含め、児童生徒は多くの時間を家庭で過ごします。そのため、家庭における児童生徒の見守りは、極めて重要だと考えております。そのためには、保護者が児童生徒の悩みや変化に気づいたときには、積極的に学校に相談することをはじめとして、教育総合支援センター等の各種相談窓口を周知しております。さらに、長期休業期間中には、文部科学大臣からのメッセージや動画などを配信し、見守り促進の啓発に取り組んでおります。以上でございます。
○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。
○７番（海東一弘君）　ただいまの御答弁では、長期休業中の取組のお話をされていらっしゃったと思います。そちらのほうは理解できたのでありますけれども、平常日のほうは、ただいまの、ご答弁以外に何かされていることはありますでしょうか、お尋ねします。
○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター副参事、唐口　薫さん。
○教育総合支援センター副参事（唐口　薫君）　長期休業中だけではなく、通常の学校生

速記録・未校正

活においても、何か気になることがあれば、その日のうちに家庭にも連絡して、協力しながら対応を進めております。また、長期休業前には、全家庭にホームアンドスクールを通して、茨城県や県南教育事務所からの通知、学校からの各種便りを出したり、各学校での保護者面談等を通して、家庭での見守りを依頼したりしております。さらに、長期休業期間には、気になる児童生徒へ、電話連絡をしたり、家庭訪問をしたりして、様子を確認するなど、家庭と連携した、児童生徒の見守り活動を促進しております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　ありがとうございます。私も保護者の一人としまして、しっかりと見守りのほうは取り組んでまいりたいと思います。

それでは続きまして、（５）です。どのような活動、取組になりますでしょうか。こちらの点につきまして、お尋ねします。

〔発言する者あり〕

○議長（山野井　隆君）　すみません、各校だけではなくて、質問の内容を読み上げていただいていいですか。すみません。私が気づけばよかったです。すみませんでした。

海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　失礼いたしました。では、（５）です。学校内外における見守り活動につきまして、こちらの点につきましては、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。児童生徒の成長には、自殺予防に限らず、学校や保護者、地域等の関係機関との連携が不可欠だと考えております。学校内の教育活動においては、先ほど答弁させていただきましたが、全員担任制、チーム指導、教育相談部会におきまして、児童生徒の小さな変化を見逃さないよう、教職員全体で見守り活動を行っているところでございます。学校外での見守りにつきましては、コミュニティ・スクール制度を活用して、地域での見守りを依頼したり、学校警察連絡協議会において、警察と連携を図ったりしております。今後も学校と保護者、地域が一体となって、学校内外における見守り活動を継続してまいります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　分かりました。私も登校時の見守りに、出たりしているのでありますけれども、まずは身近な方に、改めてお話をするなどしまして、連携を深めてまいりたいと思います。そのようなところから、児童生徒たちの変化など、何かを気づけるように努めたいと、そのように思ったところでございます。

それでは続きまして、（６）番です。ネットパトロールの強化につきまして、お尋ねします。こちらにつきましては、様々な制限などがありますため、難しいと考えております。あくまで、個人的な所感でありますけれども、プライバシーを探るようなことにもなりまして、危険を伴うようにも感じます。こちらにつきましてはどのような取組、お考えなんでしょうかお尋ねします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。ネットパトロールの実施につきましては、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つとして理解しております。しかし、多くの児童生徒が、日常的にＳＮＳ等のインターネットを利活用している状況において、教育関係者のみをもって全てのインターネット上の書き込みを確認し、自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは極めて困難でございます。現状においては、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携を強化し、児童生徒の日々の小さな変化に気づき、早期の対応を図るとともに、オンラインを含めた相談体制の充実を図っていきたいと考えております。ネットパトロールの実施に関しましては、今後、実施している他自治体の先行事例を注視してまいります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○７番（海東一弘君）　分かりました。理解いたしました。ぜひとも、ほかの自治体のほうにも目を向けていただけたらと思います。また、自殺予防などの専門機関等も取り組まれているところがあるかもしれません。そういったところにも目を向けていただけたらと、そのように考えております。実際に今もほかの自治体のほうにも、――聞き取りであったりですとか、ヒアリングであったりですとか、調査などが進められているところではないかなと、そのように考えますけれども、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

次に移らせていただきます。特別な機関での取組につきまして、質問いたします。９月の 10 日から 16 日までの１週間、自殺予防週間になります。先ほど御答弁にもありましたが、児童生徒の自殺者数は、８月の後半ぐらいから増加しまして、特に長期休業明けの９月１日に多くなるという傾向が見られると、通知にも示されております。直近の２年では、９月が最も多いとされています。自殺予防週間や、９月単月には、特別な取組や対応が必要と考えられますが、こちらにつきましていかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井　隆君）　教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君）　ただいまの御質問に答弁させていただきます。議員がおっしゃったように、児童生徒の自殺に関しましては、８月後半から長期休業明けの９月１日に多くなる傾向があることを十分理解しております。先ほど答弁させていただいた、毎月実施している生活アンケートとは別に、夏休み明け生活アンケートを実施しております。内容は、体や心の様子、家庭生活や人との関わりのほか、登校が再開されることへの不安などについて聞き取っております。気になるところがあれば、担任が面談し、学年主任や管理職に、情報共有をするようにして、組織的な対応に努めております。また、各クラスにおいて、気になる児童生徒がいる場合には、電話連絡をしたり、家庭訪問をし、保護者とも密に連携を図るようにしております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○7 番（海東一弘君）　分かりました。夏休み明けにも、別のアンケートが実施されていると、そのように受け止めさせていただきました。面談もされているということでありまして、そこで異変などに気づけると、そのように理解したところでございます。保護者のほうにもフィードバックをされているということでありました。大変お忙しい中だと思うんですけれども、大変ありがたいと、そのように思ったところでございます。

速報版・未校正

最後の御質問でございます。本年４月に、自殺対策基本法の一部を改正する法律が施行されまして、本法律が改正をされました。この際に、学校に関わる規定の改正や追加等がありました。努力義務などでありますため、これからの取組と考えておりますけれども、こちらの点につきましては、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　すみません。１点、発言の訂正をお願いできればと思っております。冒頭、自殺者増加の所見についての私の答弁の中におきまして、令和７年度、児童生徒の自殺者数を 538 人と答弁させていただきました。正しくは「令和７年」となっておりますので、発言の訂正をお願いできればと考えております。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。

○教育部長（飯竹永昌君）　申し訳ありません。それでは、答弁させていただきます。自殺対策基本法の一部を改正する法律では、学校は基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとすると述べられております。この法改正では、学校は自殺防止等の観点から、心の健康の保持のため、健康診断や保健指導等の措置を行うよう努めることが規定されているところでもございます。本市では、１人１台端末を活用した茨城こころの健康観察を毎朝実施し、児童生徒の心や体調の変化を把握しているところでもございます。気になる様子が見られた場合には、速やかに面談を行い、必要に応じまして、管理職や養護教諭等と情報を共有するなど、早期発見・早期支援につなげているところでもございます。また、この法改正では、自殺の危険性が高い児童生徒を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関との連携体制を整備することが求められております。本市におきましても、本市独自の教育相談部会システムを充実させ、学校や教育委員会をはじめ、児童相談所、医療や福祉、警察などの関係機関と情報を共有し、必要な支援につなげる体制を整えているところでもございます。今後も、この法改正の趣旨を踏まえまして、児童生徒の小さな変化や、ＳＯＳを早期に捉えるとともに、関係機関との連携を一層図りながら、子どもたちの命を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　海東一弘君。

○7 番（海東一弘君）　分かりました。よろしくお願いいたします。努力義務ではありましたけれども、早期発見、早期支援、体制整備など、取組が進められていると、そのように受け止めさせていただきました。このたびの質問を通しまして、再認識した部分や新たに把握できたところなども、様々取組などが進められていると理解いたしました。日々の地道な取組が、自殺予防につながるものと改めて実感したところでございます。私も地域に携わる一員としまして、御答弁にありましたように、特に児童生徒たちの見守りや小さな変化に気づいて留意するなど、そのような意識を持って、私も取組を進めてまいりたいと改めて感じたところでございます。早期発見、早期対応等、いかにＳＯＳや助けを――支援を求める発信など、児童生徒本人からしてもらうかが重要と思いました。そのために

速報版・未校正

今後とも、対応のほう――取組のほうを進めていただきたいと思います。本件に関しましては、問題・課題など今後も尽きないと考えますが、私もできる限り勉強や取組を持ちたいと思いますのと、引き続きまして取組のほうをよろしくお願い申し上げます。丁寧に的確にお答えいただきまして、またご対応賜りまして、誠にありがとうございました。以上で終わりにさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　以上で、海東一弘君の質問を終わります。

11 時まで休憩します。

午前　時　分休憩

午前　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、加増充子さん。

〔24 番　加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君）　加増充子です。質問に入る前に、一昨日から昨日にかけて、秋雨前線の影響による大雨の予報が出ました。多くの市民の皆さんも、大変心配されたことと思います。また、市民の命と財産を守るため、夜を徹して対応された職員の皆さん、本当に御苦労さまでした。災害に強いまちづくりに、私たちも力を合わせていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、質問に入ります。初めに、２大開発。初めに、西口開発についてです。さきの９月４日の金澤議員の一般質問の内容と、立場は違いますが、違う観点から伺っていきたいと思います。令和８年２月 27 日に、取手駅西口Ａ街区地区第一種市街地再開発事業を都市計画決定し、現在は事業計画策定中と伺っています。初めに、これまでも何回も議論してきましたが、地権者の合意も図れず、再開発事業からの離脱者が続き、再開発地権者は 20 人から６人になったことに関し、再開発区域が 7,000 平米から 5,000 平米に変わっただけで、再開発事業の施行面積は７割以上の面積があり、影響はないと断言しておりました。事業は遅れる、事業費は拡大する、地権者は再開発離れ、組合施行とはいえ、Ａ街区の再開発事業の実態は、取手市が推進、決定権者は市長です。あまりにも無責任というものではないでしょうか。駅西口開発全般も、そして再開発事業も見直し、変更を繰り返した、その要因とその責任を、どう考えていらっしゃるか伺います。

〔24 番　加増充子君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。〔都市整備部長　浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが。これまで、幾度も繰り返し、お答えをさせていただいた部分がございますが、改めて答弁させていただきます。このＡ街区における市街地再開発事業でございますけれども、地権者の皆さんが主体となって準備組合を結成し、そして事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものでございます。組合施行の再開発事業といいますのは、あくまで地権者の皆さんの有効な土地利用を促進したいという意向によって、地権者主体で進められるものでございます。当初の計画から再開発事業の施行予定区域が変更となっ

速報版・未校正

た理由につきましては、一部の地権者が――地権者の方々が、自分の土地を御自身で利用したいといった意向を示したことなどによるものですが、準備組合としましては、なるべく多くの地権者の方に再開発事業に参加をいただきたいという意向から、地権者の事業参加のための説明を繰り返し行ってまいりました。そして、市としましても、取手駅周辺地区の魅力度を高め、町の活力を向上させるためには、A街区における再開発事業の実現が必要不可欠であるとの観点から、再開発事業の実現化を目指して、準備組合に対しての最大限の助言や、技術的援助の一環として、地権者に対して、再開発事業参加へのメリットを丁寧に繰り返し説明をして、事業参加について促してきたという経緯がございます。このように、市はこれまで、再開発事業の実現化に関する地権者の合意形成という点におきまして、継続的に尽力をしてきたというところでございます。とは言いましても、事業参加への移行につきましては、民有地である以上、最終的には個々の地権者において判断することでございますので、不参加の意向を強く示された場合におきましては、地権者の判断・決定というものを尊重せざるを得ず、再開発事業への参加を強制をすることはできません。こうした観点からは、一部の地権者による再開発事業への不参加の意向が示され、また先ほど議員おっしゃいましたように、面積等に変更が生じたということがございますけれども、これによってこの施行予定区域などの変更も含めて、様々に変更が生じてきたことということをもって、市が責任を負うといった御指摘には、全く当たらないものであると考えております。

〔都市整備部長　浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　いろいろ答弁ありましたけれども。私、市のホームページを見ました。この内容は、駅前にシンボルが生まれ、駅前からにぎわいが波及し、市全体が活性化する起爆剤となることを期待している。土地区画整理事業による基盤整備後に整備される再開発ビルは、取手の顔となる新たなものだと、このような内容が記されております。A街区と駅前、駅周辺全体を少なくとも視野に入れた、にぎわい創出のはずの事業であったものが、地権者の離脱を放置したままで、再開発が公共の福祉と言えるでしょうか。都市計画決定はしたものの、経済状況の変動で先が見えないのが実態です。幸い、本組合設立には至っていない今、再開発事業を白紙に戻し、地権者はじめ住民合意の整備計画へ見直すべきと考えますが、市の見解を伺います。

〔「組合の人に失礼じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　それではお答えさせていただきます。現在、準備組合と事業協力者は、再開発事業の実現化に向けた様々な作業を全力で進めており、事業実現への意欲は非常に高い状況となっております。再開発事業を実施し、共同化された大規模建築物が建築されることにより、地権者にとっては、個人の土地を各々で利用するよりも高度かつ大規模な土地利用を図ることが可能となり、有効な土地利用を図ることができるメリットがあります。また、A街区における再開発事業は、A街区内のみならず、西口の既存の大型商業施設はもちろんのこと、東口をも含めた取手駅周辺エリア全体の魅力度の

魅力度や活力の向上、にぎわい創出した効果を目指して実施するものであり、さらには、市全体の活性化にもつながる効果を期待し、実施するものでございます。このように、A街区における再開発事業の実施は、A街区のみならず取手駅周辺エリア全体の活性化に資する効果が多いと大きいとの認識を地権者と市で共有しているところでございます。こうした観点から、市としましては、地権者の皆さんの意向を受けて、準備組合に対して必要な助言や援助などを行ってきたところであり、今後の再開発組合、本組合の設立後も都市再開発法に基づきまして、こうした助言や技術的援助・資金援助などを継続して行っていく予定であり、こうした方針に変更はございません。今後も、準備組合、事業協力者及び市の３者が協力しまして、再開発事業の実現化に向けて邁進してまいります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　変更はしないという、回答でございました。都市計画原案の住民説明会で、市民の施設計画に関する質問に対して、都市計画上答える必要がないと拒否して、公聴会での口実について審議委員から、口実１件の取扱いの質問に対して、都市計画原案に対する意見ではないため、原案に意見の反映は行っていないと、事実に反する扱いをして、都市計画原案について意見がなかったかのように、これでは、市民全体の奉仕者としての自覚が欠落しています。市民の税金投入で進めている責任はみじんも感じ取れません。白紙に戻すことです。これについては、同じ回答だと思いますので、次に伺います。公共性……。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　ただいま、加増議員の質問の中で、都市説明会や公聴会において、説明が不足していたというような、趣旨の御質問をいただきましたけども、我々説明会におきましては、都市計画原案の説明会ということでありまして、その段階で説明できる内容につきましては、しっかり説明をさせていただいたということでございます。また、公聴会につきましても、あくまでも都市計画原案に対する公聴会ということでございますので、そちらで発言された内容につきまして慎重に審査をさせていただきまして、それが内容の都市計画原案の内容ではなかったものに対しましては、そういった趣旨ではないというような説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　この質問も、前回の６月にも伺いましたが、しかし市民はどういうものができるのか、都市計画決定の中の計画であっても、やはり付随した説明書が出ているわけですから、きちんとしたその内容をしっかり説明してほしかったというのは、事実そんな声がありました。実は私もいろいろと考えてみましたが、公共性とは何なのか、本当にここで考えていく必要があると思います。みんなの要求を本当に実現するものなのか。みんなで決めたことなのか。計画的に財政見通しも立て、優先順位をつけながら実現するのか。環境にも十分配慮したものなのか。再開発による公益施設は、こうした観点から見る必要があると思います。本来、市民の要求だからです。しかし、デベロッパーのもうけ仕事に再開発が利用される事例が、多々あるのが現実です。市民の要求は、駅前で買

物ができる町、市内どこに住んでいても安心できる町です。駅前だけに市民の税金が投入されていくのは問題であります。よって、この計画は、地権者の皆さんとの合意の下で見直すべきと考えます。

次に、図書館を核とする複合公共施設について伺います。地方教育行政21条、教育委員会の職務権限について伺います。市は説明したと繰り返していますが、21条どおりに行われていないのが事実です。「駅前を考える会」から、市民の皆さんから、取手図書館の移転に関わる質問に対して、県の生涯学習課の回答は、取手市立図書館の設置は、社会教育の振興を目的とするものであり、取手市立図書館は、図書館の移転に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第21条第12号に規定する社会教育に関する事務に該当すると考えます。したがって御指摘のとおり、取手市立図書館の移転及びその移転に伴う施設整備等の決定等につきましては、取手市教育委員会の職務権限となります。これは令和6年11月21日に回答が寄せられております。市の説明と全く違うのではないじゃないですか。これまでの説明が通りますか、法令上の根拠についてはっきりとお答えください。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、加増議員の御質問に答弁させていただきます。地方教育行政法第21条の関係につきましては、同条が教育に関する事務を教育委員会の職務権限とする趣旨は、十分認識しているところでもございます。この複合公共施設の整備につきましては、教育委員会と都市整備部が連携を図り進めているところでもございます。市街地再開発事業と一体となった複合公共施設の整備という性質上、機能や施設全体の整備に関しましては都市整備部が主導的な役割を果たしておりますが、教育委員会は図書館の設置運営に関する専門的な部分を担当しており、相互に役割を補完しながら、この複合公共施設の整備を進めているところでもございます。この手続上につきましては、現在、進めているものは整備計画という、また構想の策定という段階でありまして、実際の施設の設置に関する法的な意思決定は、事業の具体的なめどが立ち、条例案等、議会へ提出する前段階におきまして、教育委員会の会議におきまして、審議・議決を適正に行う手続となっております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　今の答弁の中で、都市整備部と教育委員会が連携を図り、この図書館、複合公共施設は進めているという――この計画は進めているという答弁でありました。図書館を核とする複合公共施設計画は、教育委員会での正式な検討もなく、いきなり広報で整備方針が決定したと発表しました。私たち市民の会の皆さん、そして私も同席しましたが、この教育委員会での正式な検討がない、これには議事録もない、という答弁がされてきたんですよね。ですから、本当に、この整備方針が広報で示されたもとの教育委員会の――先ほどから言いました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条には、抵触しているのか、このとおりやられたのか、本当に疑問なところであります。市

民の声は、もっともっと、図書館について声を受け入れてほしい、聞き取ってほしい、そういう声もたくさん出されています。市民の声を、どう反映させた結果なんでしょうか。お答えください。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　まず、先ほど加増議員の質問の中で、以前から御質問されているとおり、複合公共施設の導入方針の件につきまして、ありましたので、まずそこ、答弁させていただきたいと思います。Ａ街区の複合公共施設につきましては、平成28年度に、地権者から要望書が提出されたことを契機としまして検討作業を開始して、取手駅周辺再生本部や、その下部機関でありますワーキングチームなどで継続して検討作業を進めてきたという経緯がございます。図書館機能を中心としました複合的な公共施設を整備する方針につきましては、令和６年２月に開催しました取手駅周辺再生本部において方針案を決定し、これを受けて、市長決裁をもって正式な方針として決定し、令和６年３月15日号の広報において、整備方針の公表に至っております。

また、教育委員会には諮っていないというような御指摘でございますが、図書館は教育委員会が所管する社会教育施設であり、教育委員会は教育行政の執行機関であるため、教育委員会に対しては、もちろん事後説明ではなく、図書館機能を中心とした複合公共施設を整備する方針の原案の作成の段階から、協議調整を行ってきております。図書館の運営や管理のノウハウ、他市事例などにつきましても、教育委員会が専門的な知見を豊富に有しているということから、新たな図書館整備の方向性の検討に当たりましては、教育行政を行う専門的な見地からの意見をお伺いし、反映しつつ、慎重に進めてきたところでございます。このように、新規の公共施設を整備する方針の検討に当たりましては、市長部局と教育委員会事務局の双方が綿密に連携して進めてきたところでありまして、こうしたプロセスを経まして、取手駅周辺再生本部へ諮った経緯があります。同様に、社会教育委員、委員や図書館協議会の委員の皆様に対しましても丁寧に説明を行いまして、御理解を得た上で作業を進めているというところでございます。

そういった中で、次に、市民の声を聞いていないというところでございます。こちらにつきましては、まず、昨年10月に――市は説明責任を果たしていないんではないかというところでございますが、昨年10月に実施しました住民説明会、こちらでは、先ほどございましたとおり、あくまでも都市計画法に基づいた都市計画決定手続のプロセスの一環として実施したものでありますので、こちらは都市計画の原案に関する事項が中心となったというところでございます。一方で、先般、複合公共施設に関する基本計画の策定のプロセスとしまして、市民アンケート、中高生アンケート、企業アンケート、図書館利用者アンケートの４種類のアンケートを実施し、また、市民ワークショップを２回、こども政策課と協働しまして、高校生ワークショップ、こちらは「とりでこども未来会議2026」としまして、１回実施したところでございます。これらのアンケート調査及びワークショップを実施したところは、基本計画の策定に当たりまして、多様な属性を持つ市民の皆さんの御意見を広くお伺いし、把握する。そして、基本計画の策定の基礎資料とするために、基本計画の策定プロセスの早期の段階で実施をしたというところでございます。複合公共

施設に関する住民に対する説明につきましては、現在、アンケート調査やワークショップで出された意見提案を踏まえまして、基本計画の素案を作成する作業を行っているところでありまして、素案がまとまりましたら、素案の内容を説明し、住民――市民の御意見をお伺いするために、住民説明会を実施すると予定しておりまして、実施としましては、11月頃を想定しているというところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　私が問題にしているのは、令和６年３月15日の広報、そこの問題なんですよ。教育委員会での正式な検討もなく、広報で発表した。何なんですか、28年、地権者から要望があった。地権者の皆さんからの要望あったというもとに、この３月――令和６年３月15日の広報で発表した、そのプロセスの中に教育委員会の正式な検討はなかったんです。――議事録もありませんでした。そして、今になって、市民アンケート、ワークショップを行っている――ちょっと、ずれてませんか。私の質問は、今のことではないんです、３月15日の広報から始まったわけです。ですから、こういう曖昧な、その場しのぎの答弁を繰り返してきた結果、今になってるわけですから、もう、こうした市民の声も反映しない再開発事業そのものを見直すべきだと私は考えて、次の質問に伺います。桑原開発について……。

○議長（山野井　隆君）　これちょっと待って。これ、教育委員会の地方行政21条の職務権限を適正に執行したかどうかの質問だと思います。

○24番（加増充子君）　そうなんですよ。

○議長（山野井　隆君）　分かりづらいんで、整理してお答えください。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、お答えさせていただきます。先ほどの21条の関係でございますが、確かに図書館の所管については、教育委員会が所管の施設となってございます。こちら教育委員会としまして、教育委員会の議決ということになりますと、先ほども答弁させていただいたとおり、この設管条例等の議会への議決等が――上程等が必要な際には、事前に教育委員会に諮りまして、教育委員会の議決を頂くところでもございます。先ほどの答弁にも重なるところではございますが、今の段階では計画構想の策定というところでございまして、こちらにつきましては先ほどもありましたとおり、事前に教育委員会に十分に説明をいただいているところでもございます。また、広報紙への掲載というところではございますが、こちらにつきましては再開発事業全体の全体像や今後のまちづくりの方向性を、市民に事前に都市整備部と教育委員会と共に、事前にお知らせする一環として行った広報活動でもございます。これによりまして、教育委員会の権限が、いろいろ制限されたとか、そういったものはございません。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　今、教育部長の答弁を伺いましたけれども、あくまでも教育委員会での正式な検討もなかった、それを上塗りするように繰り返し繰り返しその場しのぎの答弁を繰り返してきているんじゃないですか。私そこの問題を言っているわけです。解決しませんので、引き続き、次の議会でこれまた取り上げますので、次の質問に移ります。

速報版・未校正

時間がありませんので。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　私からは今、教育部長のお話をされたものと、先ほど別で――先ほど議員が、公共の関係をいろいろ考えていかなければならない環境の部分、そういうところを考えながら、複合公共施設を進めていかなければならないというお話をされたかと思います。そのことにつきまして御答弁をさせていただければと思います。やはりこの複合公共施設の整備に当たりましては、様々な観点から、まず駅前に不足している機能は何か、そして市民の皆さんに、もっとよい環境を取っていただくと――与えることができるものは何かということで様々に検討してまいりました。その中で今、不足しているものは、図書館を核とした複合公共施設ということで、最終的に位置づけをさせてもらったというところでございます。公共の面というところにおきましてもやはり交通結節点である取手の駅前にこの様々図書館を核とした複合公共施設を整備していくということは、市民の皆様に、まず、利便性が高いという、この結節点の一番の優位性、こういうところを――受け取っていただけるのではないかというところが一番大きいところもございますし、また、取手の図書館は――今の図書館は45年経過していて、老朽化も著しいというところもございますので、機能をバージョンアップして、ブラッシュアップしていきながら、今、時代が求めているような、図書館を核とした複合公共施設というものを、将来的につくっていくということは非常に効果が大きいだろうと思っておりますので、白紙などということは、毛頭考えておりませんので、計画をこれからも、様々に、関係部署と協議をしていきながら、最終的に、令和13年度の開館に向けて、再開発事業本体も合わせまして、進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　私の質問が本当にどういうものなのかが分からない、御理解されない中での答弁でした。教育委員会での正式な検討もなく進められてきたこと。次、そこが問題ですよと言ってるんです。もういいです。答弁は要りません。ありがとうございました。桑原開発について伺います。

〔「行政の在り方なんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　いや、でも。

○24番（加増充子君）　もういいです。

○議長（山野井　隆君）　よいですか。質問者が、そう言ってますので。じゃあ、次の質問をお願いします。

○24番（加増充子君）　桑原開発について伺います。業務代行優先権者内定の1社から辞退の申出があり、行き詰まる桑原開発、地権者、市民への情報公開をすべきと考えますが、いかがでしょうか。地権者の方からも何にも情報が入ってこない。さっぱり分からない、そのような声も寄せられました。また市民の皆さんからは、桑原開発どうなっているの、イオンは来るのかしら、様々な声が寄せられています。情報公開は不可欠です。どう受け止めてますか、端的にお答えください。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君）　それでは、お答えさせていただきます。桑原地区土地区画整理準備組合におきましては、総会決議を経て、５月 26 日より優先交渉権者の公募をいたしました。その後、プレゼンテーション審査を行い、１企業体を優先交渉権者として内定しました。しかしながら、内定した企業体より、総会への対応が難しい旨の連絡がございまして、後日正式に内定企業体のうちから――内定企業体のうちの１社から、会社都合による辞退の申出がございました。辞退理由につきましては、あくまでも会社都合によるものでございまして、決して桑原地区開発の将来を懸念することで辞退したわけではないことを確認しております。また、残る内定企業は、引き続き、桑原地区への参画意欲が強くあり、準備組合ではヒアリングを続けながら、今後の対応方針について検討しております。これらの状況については、地権者の皆様に対し、まちづくりニュースを通じて情報提供を行っております。桑原地区の開発につきましては、地権者のみならず、市民・市外の方々から大きな期待を寄せられている事業であると認識しております。検討内容については、準備組合の合意形成過程のものですので、現段階においては、市民の皆様にお示しすることは難しい面もございますが、業務代行優先交渉権者の正式決定や事業計画案の決定など、事業の節目節目の段階では、当然説明していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　ここで、一連の経過について、私もまとめておきましたので、述べさせていただきます。イオンの事業協力者の土地利用範囲の変更、業務代行優先権者内定の１社から辞退の申出など、一連の事態に、市の責任は大きいと考えます。平成 30 年、最優秀提案者、イオンの提案概要が示され、2019 年６月、桑原開発土地区画整理事業準備組合が設立されました。市は、事業協力者、イオンモール・イオンタウン共同事業体と共に、事業認可申請に向けた地権者の合意形成支援や、関係機関者協議を進め、令和４年 10 月に事業計画が示されました。この示された事業計画は、当初から知らされた、事業費はイオン持ち、減歩なしとの地権者の期待に、十分沿ったものでなくなってしまいました。

市はこれまで計画には、地権者の皆さんは皆賛成と、その都度説明してきました。しかし、事業協力者撤退後は、事業代行者導入でと決定したとされる組合総会への参加組合員は、ごく少数。委任状を含めてやっと半数を超える参加であったことからも、地権者は皆賛成という説明に至るまで、この根拠はなく、地権者の合意形成が整っていないという実態が明らかです。こうした背景のもと、令和７年７月 30 日に事業協力者であるイオンから土地活用の縮小表明、令和８年５月から、業務代行優先権者公募も内定した応募者から辞退の申出というのが一連の経過です。地権者の合意形成もとれず、現在の建設資材高騰など経済状況の中で、営利を目的とする事業者の参加は困難なものであります。組合施行とはいえ、これを推進してきた取手市の責任は極めて重いものと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君）　それでは、お答えさせていただきます。本事業につき

ましては、事業協力者と準備組合、取手市の三者が協働して、事業推進に尽力しておりましたが、令和７年７月に事業協力者から準備組合に対して、事業協力者の土地利用の範囲の縮小と、事業推進体制を業務代行方式とすることについて提案がございまして、その提案理由は、昨今の物価上昇であると伺っております。また、業務代行優先交渉権者の辞退の申出につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、内定企業体の一社から会社都合によるものと確認をしております。今般実施したプロポーザルは、契約締結に向けた募集・選定の手続でありまして、応募者は、応募辞退することができます。市としましては、これまでの準備組合の運営の支援や農林協議を始めとした関係機関協議を進めてきたことで、地権者の皆様の合意形成を支援してきたところであり、市としての責任は果たしているものと考えております。また、委任状が多いというような総会の――この先ほどの御指摘がございました。総会に関しましてはあらかじめ資料のほうを――資料を送らせていただいて、そちらのほうで委任をしていただいてるということもございます。また総会におきましては、質問もございましたが、皆さん前向くような質問が多くございました。ですので、我々は地権者の皆さん――営農大きな期待を、このまま支援を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　今、地権者の皆さんは、計画がころころ変わり、本当に翻弄されているのが実態ではないかと思います。私の田んぼがどうなるの、この土地はどうなるのか、本当に心配されています。そうした中で、取手市として今果たすべきは、区画整理事業の規模 65 ヘクタールを縮小して、地権者に、農地をそのままに農業継続か、市街化への転用か、市は、地権者の思いに寄り添った計画に見直すことです。これは６月議会でも伺ったことですが、今、地権者の皆さんは先が見えない――そんな状況であります。営農を困難にしてきた最大の原因は、国策と、それに従う取手市農政の失策によるものであり、困難な営農から抜け出すために、土地利用の市街化を少なくない農家の人々は、選択せざるを得なくなったものであります。農家の皆さんに対する、市の責任ある対応が、課せられているのではないでしょうか。取手市として、決断と営農継続への生業を保障する農業支援策の確立を求めるものですが、この点については、いかがでしょうか。端的にお答えください。

○議長（山野井　隆君）　都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君）　お答えいたします。この準備組合においては、これまで約 65 ヘクタールの事業規模を前提とした、地権者の皆様の合意形成を進めてきておりまして、開発規模を変更する考えはないものと伺っております。市としましても、この約 65 ヘクタールの一団の土地において、活力創造拠点を整備する意向につきましては、何ら変更があるものではございません。桑原地区の土地区画整理事業におきましては、申出換地を採用する方針となっており、この申出換地という手法は、もとの土地の位置に制限を受けず、各地権者の将来の土地利用意向に沿って換地先を定めるものです。再配置先の街区によって、土地の賃貸を主たる目的とする街区であったり、売却を主たる目的とする街区など、エンドユーザーと地権者の意向を一致させることができる手法でございます

ので、地権者の意向に沿った対応が可能になるものというふうに考えております。さらに、今後事業を進めていく中においては、事業計画作成前に、準備組合から具体的な土地を予定を把握するため、改めて地権者の皆様に対して、意向調査を実施する予定です。この意向調査を通じて、地権者の皆様の希望や意向を反映した計画の策定が進められるものと考えております。市といたしましては、地権者の皆様の意向を尊重しながら、準備組合の活動を支援し、桑原地区の土地区画整理事業の実現を目指して、引き続き尽力してまいります。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　意向調査を今後進めるということなんですけれども、あくまでも地権者の思い、どうしたらいいのか、本当に心底話し合って、この土地をどう有効活用できるのか、農業を続けられるのか、そうした一つ一つ丁寧に話し合って、この桑原開発については進めていただきたい。そこは絶対に、農地を持っている地権者の皆さんをないがしろにはできませんので、そこはしっかり進めていただきたいと思います。以上で、この問題については終わりにします。次に伺います……。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　一つだけ、お話しさせていただきたいと思います。もちろん、地権者様が第一でございますので、先ほど申し上げました申出換地も、その一例でございます。地権者様の中には、営農のみならず、どのように自己活用もしていこうか、それとも売却したほうがいいのか、貸したほうがいいのか、様々なお考えがございますので、そのような地権者の方々の御意見が全て網羅できるように、反映できるように、様々に手は打っていきながら、事業を進めてまいりたいと思いますので。その辺は御心配なさらずに、私たちも頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　ありがとうございます。

次に移ります。空き家対策について伺います。まず初めに、空き家の現状について、市の受け止め方について伺います。少子高齢化が加速する中、空き家等の増加は深刻です。昭和 40 年代――1970 年代の経済成長とともに、住宅が増えました。取手市においても大きな社会問題になっています。適切な管理が行われないまま放置された空き家等は、地域住民に大きな影響を及ぼしているのが現状であります。こうした状況を市はどのように受け止めていらっしゃいますか、伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　加増議員の御質問に答弁いたします。全国的に人口減少や少子高齢化を背景とした空き家の増加が深刻な社会問題となる中、本市におきましても例外ではなく、空き家は年々、増加傾向にございます。こうした中、市民の皆様から寄せられた相談や通報に基づき市が把握している空き家を対象として、令和 7 年度に実態調査を実施し、建物の老朽化や草木の繁茂など、管理不全状態にある空き家は 478 件でございまし

速記版・未校正

た。令和５年に改正されました、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行以降、市民の皆様からの相談や通報件数は増加しており、市といたしましては、これら適切な管理が行われていない空き家は、地域住民の安全安心な生活環境に深刻な影響を及ぼすリスクがあるものと、危機感を持って受け止めております。このため、今年度からスタートいたしました第２次取手市空家等対策計画に基づき、実効性のある取組を推進し、空き家対策のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　478 件が管理不全だということは明らかになっております。そして、そういう中で管理不全状態というのはどのような状態なのか、そして空き家に対して指導はどのようにされているのか具体的に伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。実態調査では外観から建物等の損傷、草木の繁茂、ごみ等の放置、電気メーターの作動状況、生活音等の現状の把握を行ったもので、この調査の結果、管理不全状態の空き家等は 478 件でございました。主な内訳としまして、立木や雑草の繁茂等が 431 件、部材工作物の破損等が 207 件、外装材等の色あせ等、景観の悪化等が 170 件となっています。なお、これらの件数につきましては、１つの物件に対して複数の項目が重複して該当している場合もございます。管理不全空き家等の――管理不全の空き家等につきましては、所有者等に対しまして、適正管理を求める通知や電話等を実施し、改善を促しているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　指導はされていると今伺いましたが、しかし市の指導に対して中々答えていただけない。それが多くの方から、そんな声があると思うんですけれども、実際はどうなんですか。そうした場合はどうなんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。市では、通知や電話等により改善を促しても、改善が見られない場合は、繰り返し何度も通知等を行っております。また、市外であっても、訪問できる範囲の中で、自宅訪問等も実施するなど、粘り強く改善を促しているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　大変な努力だと思いますが、頑張って続けていただきたいと思います。次に、所有者不明空き家の実態について伺います。所有者がいない空き家の場合、お隣の方や周辺の悪影響は大変です。市内各地でも見られておりますが、実際件数はどのぐらいなんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。所有者不明の空き家等につきましては、８月末現在、25 件となっております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　この空き家の所有者が不明というのが本当に深刻だと思うんですが、第一次取手市空家等対策計画の取組結果にもありますが、相続財産清算人の選任申立て、裁判所でですね。そして、相続財産清算人制度などで対応した、こうした例はあるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。相続財産清算制度は、被相続人の所有物件や預貯金を含む全ての財産を清算管理する仕組みです。市では、庁内連携により、令和７年度に２件対応しております。１件につきましては、空き家等が売却され、新たな所有者が管理をされています。もう１件につきましては、相続財産清算人が選任され、空き家等が管理されている状況となっております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　25 件ある中で、２件が解決の方向に行った、それは大変な努力は分かりますけれども、本当に私も弁護士さんに伺ったら、これは大変な時間を要する内容だということなんですね。そういう中で本当に根気よくやるっていうのは大変な――何ですか気持ちも、萎えちゃうんではないかという心配もあります。そうした中で、所有者がいない中で、草木の繁茂などが起きていると思うんですがそういうときの対応ってのはどんなんなってますか。

○議長（山野井　隆君）　総務次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。管理不全の空き家等が倒壊や落下物、草木の繁茂等、またその他の――その他により周辺に著しい危険を及ぼす恐れがある場合、迅速な対応が必要となってまいります。市では、取手市空家等の適正管理に関する条例に基づきまして、緊急に危害を回避――回避するための最低限の措置である緊急安全措置を講じる場合もございます。措置後は、条例及び同規則に基づきまして、所有者等への通知や公告を行いまして、費用の負担についても適正に処理してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　その点については本当に担当課も努力されていると思うんですが、よろしくお願いいたします。次に空き家等の対策についてなんですが、空き家の問題解決はなかなか進まない、これが実態だと思います。せっかく取手市に居を構え生活してきた家が空き家になってしまう。切ないというか、寂しくなってくる思いだとも――思いです。空き家を有効活用するための知恵と力を尽くすことが今自治体に求められているのではないでしょうか。第２次取手空家等対策計画で示している基本方針の一つに、空家等の発生抑制、予防とは具体的にお示しください。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。空家等の発生抑制、予防の取組といたしまして、市では関係部局と連携し、施設入所等に関する情報共有や関係者への適正管理に関する助言を行うとともに、市ホームページや終活冊子未来ノートなどを通じ、民事信託や成年後見制度等の活用について周知をしております。また、相続登記の義務化を踏まえ、市ホームページ等で早期の相続登記を促すとともに、おくやみデスクを活用し、相続

や名義変更などの手続が、円滑に進むよう支援しております。さらに、法務、専門的な助言を受けられるよう、市主催の司法書士や、弁護士による無料法律相談の活用を案内しているほか、空き家の整理に関する相談窓口として、空き家等の除却促進に係る連携協定を締結している事業者を案内するなど、所有者等が具体的な対応につなげられるよう支援をしているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　次に、管理不全な空き家等の解消とはどういうことなのか、具体的に伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。管理不全の空き家等の所有者等に対し、適正管理を促す通知等も行っても改善が見られない場合につきましては、所有者等に対して助言・指導を行い、所有者等による自主的な改善を粘り強く実施しております。それでも改善されない場合は、空家等対策の促進に関する特別措置法等に基づき勧告を行った上で、固定資産税の負担を軽くす、住宅用地特例の解除を行ってまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24 番（加増充子君）　次に、空き家等の利活用の促進――ここが今、求められていることだと思うんですが、どのように市は考えているのか伺います。空き家等は、所有者や地域にとって大きな資産であり、安価で住宅を求める方々に、適切な住宅を提供する施策でもあります。空き家を生かすなど、まちづくりやコミュニティー活動を活性化する上で、地域の資産でもある、この空き家をいかに活用していくか、自治体都市の課題かなと、私は考えます。そして、国交省の審議会報告書の中に、空き家対策小委員会の取りまとめの中で、なるべく早い段階で活用する――このような考え方を強調しております。特定空家等の状態となる前の段階から、有効活用や適切な管理を促進する、地域経済やコミュニティーの活性化になる、とあります。この空き家の流通、活用・促進する、それによって空き家が少なくなる、こうした流れこそ、大事ではないかと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手市における空き家等の利活用の促進についてでございますけれども、まず前段といたしまして、当市は東京へのアクセス性が高い立地にあることから、空き家が市場に流通すれば買手がつきやすいという状況にございまして、また宅建業者の数といたしましても、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会に登録している県南地区の事業者数は 200 社以上と多く、物件を流通させるための土壌としても非常に整っております。そうした中で、取手市空き家等の利活用に関する媒介制度などの住宅の流通を促進する施策の推進に加えまして、購入した中古住宅をリノベーションして長く住んでいただけるよう、定住化促進住宅政策として住宅リノベーション補助金を設けているところでございます。これによりまして、住宅の需要を増加させ、そこから定住を促すことによって、空き家の減少につな

げていくという流れの創出を、今現在、進めているところでございます。
○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。
○24 番（加増充子君）　最後の質問になりますが、空き家バンク制度導入について伺います。いろいろお図りいただいていると思うんですが、ほかの自治体では空き家バンク制度が実施されておりますが、取手の場合は取手市空家等利活用の媒介制度となっています。内容としては、空き家バンクとは違いはないと受け止めておりますが、この制度を利用されて、どのぐらいの件数になっているのか伺います。
○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。
○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。媒介制度の成立状況でございますが、令和２年度から開始しまして、令和８年８月現在におきまして、31 件の媒介が成立している状況でございます。以上です。
○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。
○24 番（加増充子君）　空き家の活用って本当に求められていると思うんです。実際は我が身もそういう思いでいるんですけれども、やはり朽ちる前に空き家を活用する、それは地域の大事な資源でありますので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。そして、先ほどおくやみデスクとかおくやみハンドブックという内容がありましたけれども、相談窓口の設置などは、いかがお考えでしょうか。
○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。
○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。相談窓口の設置についての御質問でございます。本市では宅建協会に迅速につなげられる――先ほど御紹介いただきました、媒介制度や空き家の解体整理などの相談窓口として、株式会社クラッソーネを御案内させていただいておりまして、これらの制度の案内や利用促進については、空き家等の庁内委員会の中で検討いたしまして、部門間で連携をして対応しているところでございます。不動産に関する御相談につきましては、権利関係や売買方法など、専門的かつ具体的なものとなりますので、市で相談窓口を設置して抱え込むのではなく、地元の専門家を御案内し、つなげることが市民の皆様にとっても最も迅速で、確実な解決につながるものと考えております。今後につきましても、媒介制度や相談窓口など、庁内の関係部署や関係団体と連携をいたしまして、周知広報をさせていただいて、市民の皆様の早期相談、早期解決を図りながら、そして空き家発生の未然防止のほうに努めていきたいというふうに考えております。
○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。
○24 番（加増充子君）　ぜひその方向で頑張っていただきたいと思います。空き家増加の背景には、人口減だけではなく、日本の住宅政策の問題があると言われています。歴代政府は国民を持家取得に誘導することを、経済政策の柱に位置づけてきました。今も、新築住宅への優遇など、政策の基本は変わりません。このような新築偏重の政策は、空き家対策と両立しません。私たち日本共産党は、空き家を放置せず、活用を進める方向での対策の強化を求めております。空き家を地域の住まい、福祉資源として活用することを重視すべきと考えております。取手市としてもせっかくの資源を生かして、放置空き家を減

らすための住宅政策を促進するときではないでしょうか。これについてはどのようにお考えですか。

○議長（山野井　隆君）　都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君）　お答えいたします。住宅政策に関する御質問でございますが、本市では定住化の促進を目的といたしました、取手市住ま入る（スマイル）支援プランを行っておりまして、この中では新築の住宅への補助だけではなくて、中古のリノベーションに対する補助金なども交付するような制度で、これらを推進しております。これまで、平成28年度から現在に至るまで、2,260人の定住化につながったという実績でございます。市といたしましても、これらの制度を活用していただいて、末永く、そして多世代にわたって、良質な住宅に住み続けていただくことが、本市の将来にわたる活性化につながるものと考えております。また、市内の空き家の発生の防止にもつながるものと考えております。ただ、空き家対策、定住化の促進といった住宅の政策については、多岐にわたるものでございますので、部門間で連携を図りながら、しっかりと対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　加増充子さん。

○24番（加増充子君）　空き家がそのままにならないためにも、しっかりと把握をしていく、それから状況把握をしていくとともに、市の政策もきちんと市民に分かるように情報公開して、市民もいつでも相談できるような、そういうような関係をつくっていく、そして最終的には放置空き家を減らす対策を……

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君）　（続）しっかりと進めていただきたいと、私も心からこれはお願いするものです。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　以上で、加増充子さんの質問を終わります。

13時10分まで休憩いたします。

午後　時　分休憩

午後　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、佐野太一君。

〔６番　佐野太一君登壇〕

○６番（佐野太一君）　皆様、こんにちは。佐野太一でございます。今回の一般質問、私が最後の登壇となりました。――長い道のりでございました。皆様、お疲れのことと存じますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日ユーチューブ配信を御覧いただいてる皆様、誠にありがとうございます。

そして、質問に先立ち、先般の熊本地震、そして各地で相次ぐ大雨により、尊い命を失われた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と安心した日常を取り戻されることを願っております。

また、取手市においても、このところの大雨への備えと対応が続いております。今回も

災害対策本部が設置され、避難所の開設をはじめ、市民の安全を守るため、多くの職員の皆様が対応に当たられました。前回の大雨の際も含め、被害を防ぎ、市民の安全を守るため、懸命に対応に当たられた職員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

では、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、災害関連死対策と在宅車中避難者への支援についてです。災害は決して、遠い地域だけの問題ではありません。災害から命を守るということは、発災した、その瞬間だけの問題ではありません。避難生活による心身への負担や、必要な医療・福祉などの支援につながれないことによって、災害関連死に至ることもあります。私は、これまでも、防災の避難について取り上げてきましたが、今回は、指定避難所ではなく、自宅や車の中などで避難生活を送る方々への支援に焦点を当てたいと思います。こうした方々は、行政からは、その存在や状況を把握しにくく、いわゆる、見えない避難者となることがあります。避難所にいないということが、支援を必要としていないということではありません。見えない避難者を、どう把握し、必要な支援につなげ、災害関連死を防いでいくのか。行政から見えにくいからこそ、本人からの申出だけに頼るのではなく、事情により申出を行えない避難者がいるということも踏まえ、行政からその存在を把握していくことが必要と考えます。大規模災害が発生した場合は、取手市として、指定避難所以外の在宅避難者や車中避難者をどのように把握するのか、具体的にお伺いいたします。

〔６番　佐野太一君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　佐野議員の御質問に答弁いたします。災害時における在宅や車中での避難生活は、プライバシーの確保等の利点がある一方、行政から居場所や健康状態が見えにくく、孤立化やエコノミークラス症候群などの健康被害を招く危険性が指摘されております。こうした指定避難所以外で避難される方々の状況を把握することは、命を守る支援や、物資を確実にお届けするために不可欠な取組であると認識しております。市といたしましては、指定避難所の受付窓口や、防災行政無線を通じた避難登録の呼びかけ、デジタル技術の活用などを含め、より確実かつ効果的に状況を把握する手法についても調査・研究を進めていきたいと考えてございます。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　では次に、把握した後の支援について、お伺いいたします。在宅避難者や車中避難者は、その存在を把握して終わりではありません。こうした方々の中には、高齢者や障がいのある方、持病のある方など、継続的な見守りや支援を必要とする方もいます。避難生活が続く中で、健康状態が悪化していないかを継続して確認し、必要な医療や福祉などの支援につなげることが災害関連死を防ぐ上で、とても重要です。本市は、在宅避難者や車中避難者の心身の健康状態をどのように把握し、災害関連死を防ぐための支援につなげていくのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　佐野議員の御質問にお答えいたします。災害時における在宅・車中避難者に対する支援につきましては、災害時保健活動に位置づけられていることから、保健師を中心とする救護班が災害時保健活動を進めてまいります。特に、大規模災害が発生した場合には、自治会や民生委員と情報を共有し連携しながら、在宅避難者への戸別訪問や車中避難への巡回活動を迅速に行い、健康悪化を防ぐ取組を行うとともに、収集した情報を一元管理し、効率的かつ的確に対応できる体制を運営してまいります。また、避難生活が長期化することによる心身への影響を最小限に抑えるため、高齢者や持病を抱える方々を含む避難者の健康状態や生活環境を継続的に把握する必要があります。特に慢性疾患の治療中断といった健康リスクへの対策については、医療機関や関係機関と連携し、災害関連死を未然に防ぐ取組を強化してまいります。今後とも、災害時における市民の皆様の健康と安全を考え、大規模災害への備えを強化するとともに、長期的な避難生活にも対応できる柔軟な支援体制を構築してまいります。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　すみません、ちょっと予定してたものを１個飛ばしてしまったかもしれません。――今、把握の仕方、そして把握した後の支援についてお伺いいたしました。本市では、その把握の方法や、またその後の支援について、何かガイドラインと言うかマニュアルと言うか、そういったものは存在しているのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。市では、先ほど部長答弁にもございました、国が策定した在宅・車中泊避難者等の支援の手引を基に、マニュアル等の作成につきましても検討を考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　ありがとうございます。今は国のマニュアルということですが、いずれ取手市でもマニュアルの検討を進めているというふうに受け止めました。

それでは、在宅・車中避難者への物資・情報の提供について伺います。避難所に物資が届いたからといって、それで支援が行き届いたことにはなりません。在宅避難者や車中避難者の中には、高齢者や障がいのある方、体調を崩している方など、自ら物資を受け取りに来ることが困難な方もおられます。情報についても、スマートフォンなどのデジタル媒体を誰もが利用できるわけではありません。物資や情報が、市や避難所などの拠点まで届いたとしても、そこから支援を必要としている一人一人のところまでどう届けるのか。いわゆる支援のラストワンマイル問題です。私は、物資や情報を用意するだけではなく、最後の１人まで届けるという視点が重要だと考えます。本市は、自ら物資を取りに行くことが難しい在宅避難者や車中避難者を含め、必要な物資や情報をどのように届けるのか、具体的に伺います。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。市では、把握した在宅・車中泊避難者の情報を基に、地域の自主防災組織や関係機関等と連携を図りながら、物資の支援、情報の提供など、個々の事情に応じた対応を進めていかなければならないと考えております。情報につきましては、物資等の提供に合わせた情報提供のほか、防災無線・防災ラジオだけでなく、ホームページやＬＩＮＥ・メールマガジンなど、あらゆる媒体を活用した情報発信も検討しているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　地域の自主防災組織や自治会などと連携して届けるということは分かりました。しかし大規模災害では、その自主防災組織や自治会の方々自身も被災し、十分に活動ができないということも想定されます。地域によっては、そもそもそうした支援体制が十分に整っていないという地域もあります。地域の力だけでは対応できない場合、自ら物資を取りに行くことができない方へ、発災直後から誰がどのように物資や情報を届けるのでしょうか。具体的に届ける――届けようとするのか、お考えをお聞かせいただきます。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。自治会や自主防災組織がない地域などにおきましては、ボランティア団体等へ協力を依頼するなど、関係機関と連携を図るとともに、自主防災組織がない地域につきましては、自主防災組織結成の促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　関係機関というのは、具体的にどのような組織、団体などの機関が、それに当たりますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。まずはのほうに相談をいたしまして、どこにどういった、――またあと、取手市受援計画に基づきました受援体制――受援の要請のほうも考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　そして、その情報というところでは、もう一点お聞きしたいんですが、防災ラジオ――これ非常に重要な情報を取得するツールだと思います。防災ラジオは、災害時に市民へ確実に情報を届けるための大切な情報手段であって、取手市としても普及を進めています。その一方で、本庁舎では申込み当日に受け取ることができますが、藤代庁舎では即日、受け取ることができません。防災に関わる重要な情報伝達手段であり、取手市も積極的な普及を進めている以上、同じ市内で、受け取る場所によって利便性に差が生じている現状は改善すべきだと考えます。藤代庁舎においても本庁舎と同様に、申込み当日に防災ラジオを受け取れるよう運用を改めるお考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。防災ラジオは、従来の防災行政無線や

デジタルツールの課題を補完する、重要なデバイスとなります。特に、高齢者や避難行動要支援者を対象にした配付・貸与を進めることで、住民それぞれのニーズに応じた情報取得環境の整備につながるものと考えております。藤代庁舎における防災ラジオの即日対応事務につきましては、現在、関係各課と協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　これまで藤代では、すぐに受け取れなかったというのは、何が障害になっていたんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。藤代庁舎の窓口では、様々な窓口業務を行っている中で、防災無線の対応というところで、可能かどうか協議のところを行っているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　何が弊害になっていたかということなんですが。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。安全安心対策課のほうで台帳管理を行っております。こちらの連携の課題の整理というところで、現在、協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　市民からすれば、台帳管理というのは庁内の問題であって、より利便性の高い受渡し方法を、やはり希望されると思います。これやはり、早急に――縦割り行政とか言われないように、改善されることを、どうかお願い申し上げます。

　では、車中避難所の確保と誘導について、お伺いいたします。まず、車中避難場所の確保についてですが、大規模災害では、様々な事情から、車の中で避難生活を送る方が多数発生することも想定しておかなければなりません。本市では、指定避難所の駐車場や敷地のほか、民間事業者との協定などによって、災害時に活用できる駐車場所の確保を進めていると聞いております。しかし、多数の車中避難者が発生した場合、現在確保している場所だけで十分に受け入れることができるのでしょうか。本市は、現在の車中避難場所の確保状況を十分だと考えておられますか。お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。災害時における車中避難場所につきましては、避難所である施設内の駐車場や学校グラウンドの使用を想定しております。大規模な災害時に駐車スペースが不足した場合に備え、市では、車中避難場所の拡充に向け、民間企業との災害時における駐車場利用に関する協定締結に向けた取組を現在進めております。今後も分散避難の選択肢の一つとして、駐車場利用に関する協定締結の拡大に向け、引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　今、現在、提携しているところだけでは、地域的には、ちょっとやっぱり不足しているのではないかと考えます。取手の中心には、駐車場を大きく蓄えた

会議録 未校正

施設がまだありますので、ぜひそこを中心に協議のほうを進めていっていただいて、できるだけ民間の方のお力もお借りした上で、避難場所の確保というものを進めていただきたいと思います。

次に、車中避難者の誘導について伺います。事前の聞き取りでは、まず指定避難所の駐車場などを利用し、満車となった場合には、災害対策本部で各避難所や道路の状況を確認しながら、別の場所へ誘導を判断していくというお考えをお聞きしました。しかし、私はそこに課題があると考えています。多数の車が一斉に避難してきた場合、満車になってから次を考えるのでは遅いのではないでしょうか。特定の避難場所に車両が集中すれば、周辺道路の渋滞によって、その後の避難や緊急車両の通行にも影響する可能性があります。これは熊本の地震などでも発生した事案になります。大量の車中避難が発生することを、まず前提として、どこへどのように車両を誘導するのか。本市は平時から、どこまで具体的に準備しているのかをお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。各避難所の開設及び誘導方法につきましては、災害対策本部において、各避難所の受入状況や入所者数を集約し、状況に応じて順次、新たな避難所の開設を行う体制を考えております。特定の避難所が満員になりそうな場合や、比較的余裕のある避難所への誘導を行う際には、市の公式ホームページや防災行政無線をはじめ、ＬＩＮＥ・メールマガジン等を活用し、避難所の開設状況や混雑状況などを、市民の皆様へ迅速な情報提供に努めてまいります。あわせて、現地で対応する職員へも速やかに本部から情報を伝達し、避難者に対して他の避難所への案内を行うよう連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　発災後の、そういった連携ですとか取組、誘導の仕方等を考えられているというのはよく分かりました。災害によって、道路状況や被害状況が異なるということも当然です。しかし、状況がそのたび異なることと、発災するまで具体的な想定ができないということは別の話です。私も１つの避難所や――避難先や、１つの誘導経路を固定すべきと言っているわけではありません。道路が使えない場合や特定の避難場所が使用できない場合、そして１つの避難場所に車両が集中した場合など、複数のケースを想定していくことはできるはずです。発災後に初めて調整するのではなく、複数のケースを想定した車中避難者の誘導方法を、平時から整理しておくべきではありませんか。改めて、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。避難所までのルートを分散することは、災害時における迅速な避難につながるものと考えております。一方で、複数のルートへ確実に誘導するためには、道路状況や避難所の受入状況をリアルタイムで把握するとともに、誘導する人員に共有する必要があるなど、実際の運用におきましては課題もあると考えているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　その課題も含めて、平時から事前に考えるということを御提案しているんですけど、御検討を強くお願いしたいと思います。

誘導について、もう一点伺います。多数の車両を安全に誘導し、周辺道路の混乱を抑えるためには、取手市だけで対応できる問題ではないと考えています。大量の車中避難者が発生した場合には、道路状況の把握や交通整理など、警察をはじめとする関係機関との連携が必要になります。

そこで、お伺いいたします。大量車中避難による交通混乱まで想定して、平時から、警察などの関係機関と具体的な誘導方法や役割分担を確認しておくということが必要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。現時点におきまして、警察などとの情報共有、また対応策について確認は行っておりませんが、交通渋滞の発生が確認された場合には、警察などの関係機関と連携を図り、状況に応じた協力を求めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　それを平時から、今の段階で何かお取組ができるのかどうかということについては、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。まず警察と課題を整理するところから始めるのが必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　まず、そこからでも結構です。平時から備えておくということの「段取り」といったことを強く希望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、救命の取組とＡＥＤの利用環境についてです。まず、応急手当の普及啓発と救命行動につなげる取組について、お伺いします。〔発言する者あり〕

○６番（佐野太一君）　すみません。――心肺停止に陥った人がいたとき、救急車の到着を待っているだけではなく、その場に居合わせた人が救命行動を起こせるかどうかが、重要です。そのためには、ＡＥＤを設置するだけではなく、市民が、いざというときに行動できるよう、日頃から救命について学び、実際に体験する機会を広げていく必要があります。取手市では、これまでも、救命講習をはじめ、様々な普及啓発に取り組んでいることは承知しています。私も、いざというときに少しでも役に立ちたいという思いから、上級救命講習を受講しております。

では、お伺いいたします。現在、市民が実際の救命行動につなげられるよう、どのような応急手当の普及啓発や救命講習に取り組んでいるのかを、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長　岡田直紀君登壇〕

速報版・未校正

○消防長（岡田直紀君）　佐野議員の御質問に答弁いたします。応急手当普及啓発にありましては、消防本部の組織マネジメントにおきましても重要施策と位置づけており、一人でも多くの市民の命を救うための最重要課題であると認識しております。万が一、心肺停止状態に陥った方が発生した際、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた人による迅速な救命行動が、救命率の向上や社会復帰に大きく貢献することは、議員の皆様も御承知のとおりでございます。救命講習の受講は、こうした救命行動を実践できる人材を育成する絶好の機会となります。講習では、その場に居合わせた人の重要性を強く訴えるなど、一人でも多くの方が救命意識を持っていただけるよう内容の充実に努めているところでございます。消防本部の取組としましては、毎月第１・第３木曜日と第２・第４日曜日に普通救命講習会の定期開催をしているほか、上級救命講習会や、対象者に応じた各種講習会を実施しております。また、各地域で行われている防災訓練での心肺蘇生法の体験指導をはじめ、子ども天国や消防フェスタなどのイベントにおいても、心肺蘇生法の体験コーナーを設け、広く市民へ周知させていただき、救命率の向上に努めております。さらに今年度からは、市内中学校６校の２年生を対象とし、命の尊さを学ぶとともに、勇気を持って救命行動ができるよう救命講話を開始しております。今後におきましても、市民の皆様が講習に参加しやすい環境づくりに努め、応急手当の普及啓発活動に一層、力を入れてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　今年度から市内６つの中学校で、２年生を対象とした救命講話を実施しているとのことです。中学生に対して、具体的にどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　消防本部警防課長、下山利昭君。

○消防本部警防課長（下山利昭君）　佐野議員の御質問に答弁いたします。各学校のゲストティーチャーとして、１時間の授業時間を利用して開催しております。内容については、前半は、その場に居合わせた人の重要性と救命に関する講話、後半は、胸骨圧迫の実技体験、質疑応答などを行い、命の大切さを学び、若い世代の方が救命率の向上へつなげる行動が起こせるようになる、きっかけづくりとして開催しております。なお本日も、取手第一中学校２年生132名に対して実施したところでございます。以上となります。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　ありがとうございます。救命について学ぶ機会を子どもの頃から持つことは、非常に大切だと思います。ありがとうございます。

続いて、ＡＥＤをいつでも使用できる環境整備について、お伺いします。ＡＥＤをいつでも使用できる環境整備なんですが、先ほど救命講習や中学生への救命講話など、救命行動を起こすことができる人を増やす取組についてお伺いしました。私は、こうした取組を非常にすばらしいと思っております。しかし、救命できる人を育てていても、いざ目の前で人が倒れたとき、ＡＥＤが建物の中にあったり、夜間や休日で扉が閉まっていて使えないのであれば、身につけた知識や行動力を十分に生かすことができません。もちろん救命方法としては、ＡＥＤだけではありません。心臓マッサージや人工呼吸などもありますが、

講習でも習いましたが、ＡＥＤが使えることは非常に重要です。救命できる人を育てることと、その人が実際にＡＥＤを使える環境を整えることは、一体で進めるべきだと私は考えます。これまでの消防本部との事前の聞き取りでも、学校以外の公共施設について、近隣住民が利用できるという観点から、ＡＥＤを屋外に設置する必要性については認識されているとお伺いしています。私は、全ての公共施設に一律に屋外設置を求めているわけではありません。周辺に利用可能なＡＥＤがあるのか。施設の立地や利用状況は、どうなのか。屋外のどこに設置すれば有効なのか。そうした条件を確認し、必要性の高い場所を見極めることが非常に重要だと思います。しかし、必要性を認識し、確認すべきことが分かっていても、それでも具体的な整備に向けた動きが見えてこない。私は、ここが理解できておりません。検討するという段階から、実際に必要な場所を調べ、設置に向けて動き出す段階へ進むべきではないでしょうか。学校以外の公共施設について、24 時間ＡＥＤを使用できる環境を広げるため、具体的な調査と整備に向けた取組に着手するお考えはありませんか。具体的なお考えをお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　消防本部警防課長、下山利昭君。

○消防本部警防課長（下山利昭君）　御質問に答弁いたします。現在、市内のＡＥＤ設置は、公共施設 66 か所とコンビニエンスストア 33 か所の合計 99 か所に設置しております。ＡＥＤをいつでも使用できるよう、屋外専用ボックスを設置している場所は、市内小中学校等 21 か所で、学校内のグラウンドや体育館を利用するスポーツ少年団やスポーツ団体などの施設利用者、部活動で参加してる生徒、また各小中学校近隣の住民の方が、万が一の事態が発生した場合のための、屋外設置をしております。それ以外の公共施設等については、休日や夜間は利用者はおりませんので、屋外への設置はしていない状況でございます。ＡＥＤの使用については、全ての心肺停止状態の方へ電気ショックを与えるものではなく、心臓がけいれんしたように震えて、有効な血液循環がない方に対して電気ショックを行うもので、電気ショック対象外の方や、電気ショック後も心肺停止状態が続く方は、胸骨圧迫と人工呼吸を適切に行うことが重要でありますので、当本部では、迅速に救命行動を起こせる人材育成のため、救命講習会の受講推進を最優先としているところでございます。しかしながら、市内小中学校以外のＡＥＤについては、近隣住民等を考えますと、屋外設置の必要があることは十分に認識しております。屋外に移設・設置するに当たっては、万が一の事象が発生した際に、最も有効に機能する場所への配備や、対象施設の門扉など周囲の状況を確認し、関係部局と調整しながら的確な場所への設置に向けて検討しているところでございます。以上となります。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　検討していくということが第一歩かと思いますが、その調査というものを、具体的にいつ頃から、できれば今期中に始めることは可能なんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　消防本部警防課長、下山利昭君。

○消防本部警防課長（下山利昭君）　御質問に答弁いたします。今後のスケジュールも含めまして、関係部局と調整し、検討しているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　御検討されてるということですね。必要性を認識している――施設ごとの状況を確認する必要が分かっているということです。それでも検討していくということですが、人の命に関わる事案です。すぐにできない、またはこれまで取り組まずにいた理由は何なのでしょうか。私は、全ての施設に直ちに設置してくださいと言っているわけではありません。まず、どこに必要性があるのかを調べることから始めてくださいというふうに申し上げています。ぜひ検討を進めていただき、お願いしたいと思います。また、学校以外の公共施設についても、屋外設置の必要性を認識しているのであれば、すぐに――できれば具体的な行動につなげていただきたいという希望もあります。救命できる人を育てる、そして、その人が救命行動を起こそうとしたとき、使えるＡＥＤがある。この２つがそろって初めて、救命の取組がより実効性のあるものになると考えます。必要性の高い場所から一つずつでも、24 時間ＡＥＤを使用できる環境を広げていただくことを求めて、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、部活動の地域展開と教職員の負担について、お伺いいたします。地域展開による教職員負担の現状と教職員アンケートを踏まえた検証についてです。取手市では、今年４月から、休日の部活動の地域展開が本格的に始まりました。これには、少子化による部員数の減少とともに教職員の働き方改革があり、このままでは子どもたちの活動の場が消えてしまい、先生たちの健康を守れないという、限界を迎えた背景があると考えます。地域展開は、本格実施からまだ数か月です。もちろん、この段階で、制度全体の長期的な評価を求めているわけではありません。しかし、始まったばかりであることと、今、起きている負担を把握できていないということは、別の話です。事前の聞き取りでは、複数の指導者で交代で来ているクラブがある一方、指導者が少なく、負担が集中しているというところもあると伺いました。本格的な地域展開が始まった現在、兼業兼職で地域クラブの指導に携わっている教員に、実際に、どのような負担や課題が現在、生じていると認識しているのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきます。当市における部活動地域展開につきましては、令和８年度から地域クラブを本格的に稼働しております。これまでの部活動の――平日のみとして、休日は地域クラブとして活動をしているところでもございます。現在は、運動部と文化部を含めまして 36 クラブ、会員といたしまして 768 名、指導員 79 名で活動しております。その中で、教職員は約 40 名ほどが兼業兼職という――兼職兼業の地域クラブ指導員として活動いただいております。この教職員につきましては、本人の御希望により、地域クラブ指導員として活動いただいているところでもございます。今年度、約 160 名の教職員が市内の小中学校で勤務しているところでもございます。そうしますと教職員の約 25％ほどが兼職兼業の地域クラブ指導員ということでなっております。そのため、地域クラブ指導員を希望しない教職員に関しましては、負担の軽減が図られているものとは考えております。しかしながら地域クラブ活

動としましては、始まったばかりでおりますので、現時点で教職員の負担軽減がどれだけ軽減されてるかというところの最終的な評価は、いましばらくお時間がかかるかと思っております。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　希望されない教員が休日の指導から離れるようになったということが、負担の軽減につながっているというのは分かります。しかし私が聞いているのは、教職員全体として負担が減ったかということではありません。先ほども申し上げましたように、今も兼職兼業で休日に指導をしている教員に、現在、どのような負担が生じているのかを伺っています。本人が希望しているということと、負担が生じていないということは、イコールではありません。現時点で把握している、具体的な負担や課題をお答えください。

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君）　ちょっとお答えいたします。今現在ですけれども、以前からモデル事業を実施してるという協議に関しては、活動する指導員数名で、交代でやれてるというところがありますけれども、中学校単独でやってるとかそういうところでは、クラブ員数、――クラブ員が多くなって、その分、教職員でクラブ指導員をやってるっていうところでは、やっぱりその人数的に見るのが負担になってるっていうところがございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　現在の負担状況というのも、ぜひ調べて検討していただきたいというお願いもあります。

続きまして、アンケートを踏まえた検証について伺います。地域展開を進めるに当たって、以前、行われた教職員アンケートでは、地域展開そのものについては、84.5％の方が肯定的な回答をされていました。一方で、休日に指導者として指導することについては、63.8％の方が「希望しない」と回答しています。もちろん、積極的に指導に当たっておられる兼職兼業の教員の方が、一定数おられることは承知しております。また、私は、この 63.8％を、地域展開に反対している教員の割合だと言っているわけでもありません。地域展開そのものへの賛否と、教員自身が休日の指導を担うことへの負担は、分けて考える必要があります。むしろ、制度には賛成しているからこそ、自分が担い続けることには不安がある、そう読むべき数字だと、私は考えております。そして、私は数字とともに、今から読み上げます、自由記述に書かれた教員の声を、重く受け止める必要があると考えます。

そこには、このような意見がありました。「専門的な指導ができないことと、時間的にとても負担が大きいです」「手当は労働時間に見合わないから」「土日は家庭に時間を使いたいため」「休日はしっかりと休み、平日は学習指導等に専念したいから」などです。そして、さらに厳しい意見もありました。兼業兼職は働き方改革にはなっておらず、かえって逆行していると思います。さらに、働き方改革にならないから教員を当てにするのは間違ってると思う、教員は異動があるわけだから教員を当てにしない準備を進めてほしい

という意見です。これらは、本格実施後に初めて出てきた行為ではありません。地域展開を本格的に始める前から、教育委員会が把握していた教員の声です。であるならば、本格実施後、懸念が実際にどのようになったかを確認することまでが、このアンケートを生かすことではないでしょうか。教育委員会は、アンケートで示されたこうした教員の懸念を、本格実施後の現在、どのように確認し、検証しているのかをお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君）　お答えいたします。先ほど佐野議員からありました、教職員アンケートを踏まえた検証ということでございますけれども、過去に実施したアンケートの中で、「地域クラブ活動の指導員を希望する」、それと、「条件によっては指導を希望する」というようなアンケートがありました。それについては、おおむね――24％ぐらいの教職員がやりたいということでありましたので、現在、兼職・兼業により指導に当たっている教職員の割合とは、おおむね一致しているものかなと思います。また、アンケートの結果から、部活動の地域展開事業に対する理解が十分に浸透していないということもあり、教職員と保護者双方に不安があることも把握しておりますので、部活動の地域展開により理解していただくために、教職員と保護者を対象に説明会を開催して、事業内容を――運営体制等で説明をしてきました。その中で、保護者のアンケートになりますけれども、当初から地域クラブ――指導員を教職員以外の地域指導者に全て委ねるというところも不安を感じているという意見も寄せられていましたので、約24％――25％の方が、教職員が地域クラブ指導員として活動していただけることが、保護者についての安心というふうな形でも思っております。そういう中で今年度、地域クラブが本格稼働しましたので、今後は各クラブの抱える課題や問題等を把握して、さらなる改善を重ねていくということも大切であると考えておりますので、地域クラブの指導員、保護者、生徒へのアンケートも続きまして、継続的に――とおして、負担となっている現状、今から確認していきたいと考えております。課題も整理一つ一つ整理して、よりよい地域クラブの活動になるように進めてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　保護者の方々の安心というのも、非常に大事です――それも重視しなければいけないことだと思います。今、課長がおっしゃったように、今後、少しずつ、やはりアンケート等で――実際、その懸念がどういうふうに変わっていったのか、また懸念が残ったままなのか、そういったことを検証する――これも、ぜひちょっとアンケートを行うんであれば、その検証項目も、実際にアンケートにちょっと取り入れていただきたいと思います。懸念を表明された方が、今、現在はどう思っているのか。やってみたら案外できたとか、前、考えていたより、むしろもっときつくなったとか、そういった考え方も示されてくるのではないかと考えますので、よろしくお願いします。

次に、兼職・兼業を行う教員の意思確認と負担を把握する仕組みについてです。事前の聞き取りでは、希望調査を行い、本人の意思を確認した上で、兼職・兼業で指導をお願いしているとお伺いしました。しかし私は、自分がやらなければ子どもたちが困るという趣旨の声を直接聞いています。希望すると答えていることと、何の負担もなく自ら望んで引

き受けていることは、必ずしも同じではありません。子どもたちへの責任感から、無理をしてでも引き受けている教員がいないかという視点も必要だと考えます。そこで伺います。兼職・兼業で指導する教員の意思を、教育委員会としては現在、どのように確認しているのか教えてください。

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君）　佐野議員の質問に答弁いたします。佐野議員のおっしゃるとおり、教職員の兼職兼業により、地域クラブ指導員となる場合には、本人の意思を十分に確認した上で決定しております。具体的には、昨年 12 月、市内中学校の部活動顧問を対象に、翌年度から本格稼働する地域クラブ指導員として活動を希望する意思があるか調査を実施しました。その後、各中学校の校長とのヒアリングを行い、本人の希望に加えて、学校長の意見を確認した上で、地域クラブ指導員を任命しております。今後も引き続き、教職員の過度な負担が生じぬよう、本人の意思を尊重するとともに、学校長と連携し、確認してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　ありがとうございます。希望調査、引き続き行っていただきたいと思いますが。しかし、実際に私が聞いたのは、自分がやらなければ、子どもたちが困る、という責任感の声です。強制されていなくても、子どもたちへの責任感から、「やる」と答える教員はいるのではないか。――そういうふうに考えました。大切なのは、「やります」と言えることだけではなく、「やりません」「続けるのは難しい」と言える、そういった環境にあるか、ということです。そこまで含めて、本人の意思を継続して確認していく必要があると思いますが、その辺については、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君）　お答えいたします。地域クラブ指導員は、途中でやめたいとう場合でしたら辞退することも可能です。それと、地域クラブ指導員、就任時は本人の意思を確認するとうところまでは、先ほど申し上げたものですけれども、その後の状況変化、本人が、やりたくないとかやるとかとうところの状況変化もありますので、そういうことも把握することも重要だと思っております。それと、より相談しやすい環境等つくっていくことも検討していきたいと考えております。また、地域クラブの担当者、そういう方に関しては当然のことですけれども、同じサポートを継続できるような仕組みづくりも構築していただきたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。

○６番（佐野太一君）　分かりました。ありがとうございます。続けて――継続して、ぜひ確認のほうを行っていただきたいと思います。

次に、兼職兼業で指導する、教員の負担を把握する仕組みについてです。事前の聞き取りでは、現在、担当者が指導者とのコミュニケーションを取りながら、負担の把握に努めているということは伺いました。こうした取組は、とても大切だと考えています。一方で、取組が、担当者が変わったことによって変わってしまってはなりません。現在行っている取組を、担当者個人の実力や努力で終わらせることではなく、行政として継続的にできる

仕組みにすべきだと考えますが、具体的に整備する考えはないのか、お伺いします。
○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。
○スポーツ振興課長（安田徹也君）　お答えいたします。先ほど答弁したような通りになりますけれども、より相談しやすい環境を整えて、そして、検討してまいりますということになります。それと、クラブの担当者と――そういう職員とか担当者が変更しても、同じサポートは続けていくような形で継続してまいります。以上です。
○議長（山野井　隆君）　佐野太一君。
○６番（佐野太一君）　そういったことをやっていくということも大事なんですが、そういった形の仕組みをしっかりとつくっていくということも、私は大事なんじゃないかなということで、御提案させていただいたという次第です。現在が、担当者が丁寧にコミュニケーションを取りながら状況を確認しているということは、お聞きしたときに、すごくよく分かりました。しかし、以前の事前の聞き取りでは、「本人が言ってくれなければ、気持ちの中までは分からない」という趣旨の説明も、私は耳にしております。――私は、ここが重要だと思うんです。「言ってくれなければ、分からない」で終われば、声を上げられない教員の負担は、見えないままです。負担から申出を待つだけでなく――本人から申出を待つだけではなく、定期的な確認アンケートなどを含め、教育委員会側から負担を把握する仕組みまでしっかりと整えていただきたいということを強く希望させていただきます。そして、私は、地域展開そのものを否定しているわけではないんです。希望していない教員が休日の指導から離れられるようになったことは、働き方改革として一つの前進だと考えています。だからこそ、今も指導している教員を置き去りにしてはなりません。希望したから大丈夫、何かあれば本人が言うということで終わらせない。教育委員会側から実際の負担を確かめ、必要であれば、早く支えることができる環境、そして、現在行われている取組を当たり前とせず、担当者個人の努力や、実行だけに頼るのではなく、行政として継続できる仕組みを整えていってほしいです。子どもたちが活動を持続可能なものにするためにも、それを支える人が無理をし続ける仕組みにしてはいけないと考えます。教員の声を今後の制度改善につなげていただきたいということを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○議長（山野井　隆君）　以上で、佐野太一君の質問を終わります。
　以上で通告された一般質問は、全て終わりました。

○議長（山野井　隆君）　日程第２、議案第41号、取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
　質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また質疑は、自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルー

ルを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第３、議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第４、議案第43号及び議案第44号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第５、議案第45号、令和８年度取手市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。本案に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第45号に対する質疑はこれで打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第45号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　日程第６、議案第 46 号、令和８年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 46 号については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第７、議案第 47 号から議案第 49 号までを一括議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 47 号から議案第 49 号までについては、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第８、令和７年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計決算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。それでは、質疑通告順に従い、質疑を許します。

根岸裕美子さん。

〔８番　根岸裕美子君登壇〕

○８番（根岸裕美子君）　根岸裕美子です。認定第１号、令和７年度取手市一般会計決算の認定について質疑をいたします。まず質疑事項の１つ目、歳入のうち収入未済額についてですけれども、事前の聞き取りで疑義は解消されましたので取り下げたいと思いますので、ご許可願います。

○議長（山野井　隆君）　許可いたします。

○８番（根岸裕美子君）　ありがとうございます。では改めまして、歳出のうち不用額について伺います。決算書 14 ページから 17 ページまでの歳出について、令和７年度歳出合計、574 億 584 万 5,000 円に対して、不用額は 27 億 6,246 万 454 円と全体予算額の 4.8％です。その多くが総務費、民生費、衛生費、教育費で構成されています。この４つの費目の不用額の主な理由について伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

速報版・未校正

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長　海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君）　根岸議員の御質疑にお答えさせていただきます。決算におきまして、大きな不用額が生じている事業が幾つかございます。こちらにつきましては、歳出において不足を生じることがないよう予算措置したものについて、それぞれの状況により、決算額以上の歳出を要するまでにならなかったことから不用額が生じたものとなります。御質疑の各費目に関しての主な事業ですが、まず総務費におきましては、ふるさと取手応援寄附金推進事業で、寄附金収入の目標を30億円と設定したことに対応できるよう事業費を予算計上いたしましたが、寄附金収入が約20億円であったことから、積立金と事業費に不用額が生じたものでございます。民生費におきましては、児童手当で、制度改正により所得制限が撤廃されたことによる影響を予算編成時に見込むことが難しかったため、また衛生費におきましても予防接種が――新型コロナウイルスワクチンが定期接種に移行したことによる影響を見込むことが難しかったため、それぞれ不用額が生じております。また、教育費につきましては、事業全体として大きく不用額が生じているものはありませんが、複数の事業で契約差金や経常経費の執行残額が生じたことから、全体としての不用額が大きくなったというものになります。以上です。

〔財政部長　海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　教育費についてなんですけれども、統一したものはないとのことでしたが、児童生徒用タブレット端末購入について伺います。児童生徒用タブレット端末の当初予算45億――もとい、４億5,995万5,000円に対しまして決算額は３億5,925万320円で、不用額が１億70万4,680円となりました。実に予算額の21.89％に当たります。不用額が大きくなった理由をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、根岸議員の御質問にお答えさせていただきます。児童生徒用タブレット端末の調達につきましては、文部科学省のガイドラインに基づきまして、茨城県教育ＩＣＴ推進協議会による共同調達のプロポーザル事業を通じて実施しております。当初予算計上におきましては、県による見積り額が関係市町村に示されたことを受けまして、当市におきましても、県の額を当初予算として計上したところでもございます。その後、県におきまして公募型プロポーザルを行いまして、事業者と対象端末が決定いたしました。その通知を受けまして、当市において見積り合わせを行ったところ、今、議員ご指摘のとおりの差額が生じているところでもございます。以上でございます。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　予算額については、県から提示のあった金額とのことで、致し方なかったということですね。その後、１億円が不用額となりましたけれども、その後、電子黒板を購入――6,000万円で購入されたということで、最終的な不用額は、この１億

円ということではなかったということは理解しております。不用額は、法律の変更や措置費など、単一の自治体としてコントロールし難いものもありますし、ある意味、予算を節約した成果と捉えることも可能ではあります。しかし、財源不足を理由に予算が付かず、先送りされる事業があることを考えますと、結果、令和７年度は27億円となった不用額の中身を分析・精査し、次年度の必要な事業へ予算を振り分けることも必要ではないかと考えます。不用額についての管理分析の体制を伺います。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。不用額の管理分析といたしましては、まず、各部各課において、それぞれ所管する事業の執行状況の管理を随時行っておりますほか、財政課におきましても、年に数回全庁に執行状況の確認をするよう周知を行い、財政課においても確認をしておるところでございます。また、毎年の予算編成におきましては、各部各課でも、例年の執行状況などを勘案して所要額の見積りを行っており、過大な予算にならないように努めているところでもございます。先ほど議員からもおっしゃいましたように、結果として不用額が出ること自体は必ずしも問題があるということではございませんで、各部各課において効率的な予算執行がなされたという結果でもございます。不用額につきましては、その多寡ではなく、その発生要因を適切に把握して、限られた財源の有効活用につなげることが重要というふうに捉えておりますので、今後とも全庁的に効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　バランスが非常に大事ですし、どこまで管理するかっていうところも難しい点であるのは理解しますが、例えばなんですけれども、決算において不用率が10%以上、あるいは不用額が500万円を超えた継続事業について分析し、次年度の予算査定において検討課題として、取りあえず多めに予算確保というところに歯止めをかけるなど、改善の余地があるかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君）　お答えさせていただきます。確かに議員がおっしゃられたような方法もあるとは考えます。ただ、御存じのとおり、私ども取手市では、枠配分による予算編成をしております。どこかの事業で多めに予算を確保した分はほかの部分に振り分けることができなくなるわけですので、そこは部として、しっかりと必要な額を必要な事業に配分するということでやっていただいておりますので、御懸念のようなことは余り起こってないのかなというふうに捉えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　根岸裕美子さん。

○８番（根岸裕美子君）　分かりました。以上です。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で通告された認定第１号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第１号については、議案付託表のとおり、一般会計予算・決算審査常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第９、認定第２号及び認定第６号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第２号及び認定第６号については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第 10、認定第３号から認定第５号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第３号から認定第５号までについては、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第 11、認定第７号、令和７年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第７号については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山野井　隆君）　日程第 12、意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

遠山智恵子さん。

〔23 番　遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君）　日本共産党、遠山智恵子です。意見書案第５号、農業と食料

速報版・未校正

を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について提出したいと思います。その説明を行います。米が店頭から消え、価格が高騰した、令和の米騒動から一転、米価が急落しています。異常気象や肥料・農業生産資材などが高騰する中、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足も問題となっており、これ以上、赤字では農業を続けられないと、離農者も増えています。日本の食料自給率は、過去最低です。37％となり、このままいけば、食料難が懸念されます。不安定な輸入に依存した食料政策を改め、国内生産の強化、食料自給率の向上が一層求められます。農家が再生産できる価格と消費者が買い続けられる価格とのギャップを政策的に補填するため、農家への所得補償制度を創設し、将来にわたり食料の安定供給を可能にするべきです。全ての農家が安心して食べ物をつくり続けられる仕組みをつくることは、消費者の「あした、食べるもの」を守ることに直結します。よって、下記の事項について要望します。

１、全ての農家が再生産できる価格と、消費者が買い続けられる価格との差を補填する、実効性のある所得補償制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、そして財務大臣としました。

米は、日本人の主食です――言うまでもありません。安心安全な国内の農作物が、いつでも食べられるよう、価格保障と農家への所得補償の実現を、取手市議会として国へ求めていこうではありませんか。とりわけ、今回は、所得補償制度への創設を緊急に求める必要があると考え、意見書を提出させていただきました。よろしくお願いいたします。以上で、説明とさせていただきます。

○議長（山野井　隆君）　以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金澤克仁君。

〔16番　金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君）　創和会の金澤です。意見書案第５号、農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について質疑をさせていただきます。意見書案の１つの項目の中に、所得補償制度を創設することとありますが、この所得補償制度、どういった中身を想定されているのかお尋ねいたします。

〔16番　金澤克仁君質疑席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

〔23番　遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君）　遠山です。具体的には、まだ示されていないんですけれども。これまで――御存じのように、日本の農業は、食管法――食管法といって、1995年に廃止されてしまったわけなんですが。そのときは、もう既に所得補償制度と見合ったものが、きちっと、生産者から高く買って、消費者へ安く売る、そういう仕組みを、むしろ国が取り組んでいた。そういう意味では、それをやってきたことで、国が言うには、赤字が増えた、そういう予算――国家予算の中で、そういうことがあったということではなっている

んですけれども、それを――米の流通や価格を国が厳しく管理してきた制度なんですけれども、先ほども言ったように、1995 年――平成 7 年に廃止をして、自由に市場開放するという、農家さんが自分たちで、その点――売る相手を探しながら、そういったことが進められたということで、そういう意味では、昔、食管法の中で、そういったことが行われていたということをもとにして、今、運動体も一緒に、まずは所得補償制度をということで、声を上げているということなんですね。だから、私は食管法に皆見合ったものという理解をしてるんですけど、具体的にはこれから国が決めることではあるんですけれども。――ということになります。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　私が聞いた中身は、ちょっと全く触れなかったんで……

〔笑う者あり〕

○16 番（金澤克仁君）　（続）一応、答弁としては全くよく分からないんですけれども。ちなみに農業の所得補償制度というのは、今現在、国のメニューとしてあるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　今、所得補償と言われるものは、ないと思っています。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　僕も少し調べたんですけれども、確かに所得を保障する制度はなくて、ただ、これ一回、国でも作られたそうです。2011 年に戸別所得補償制度を創設したと。ただ、その後、その制度が変わって、今現在は、経営所得安定対策というふうになっているようで、制度の変化としては、広く、薄く支える仕組みから、担い手中心に支える仕組みへと変わったということなんですけれども。今、現在も、こういう安定対策という制度はあるそうなんですけれども、それと今回、意見書として上げる、この補償制度というのは、異なるものという認識でしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　多分、市の取り組んでるというか――説明されたというのは、飼料米への……

○16 番（金澤克仁君）　市は関係ないじゃないですか。

○23 番（遠山智恵子君）　（続）農政担当者いないかな。そのことを言ってるんじゃないかなと私は思ってるんですけれども、そうじゃなくて、あくまでも主食である米に対して、意見書の中にもあるように、農家の生産価格と、それで消費者の買う価格が、そのギャップというかな。結局生産が賄えないような、安いほうの米価だったということで、長年ね。それと消費者にしたらば安いほうがいいんだけれども、余り農家さんがどんどん減ってきてるということで、その間、もうちょっと高くて言いよって声は出さなくても、でも、今、いろいろテレビなんかでも、市民のインタビューされてると。農家がやめてったら、それこそ米がなくなるから、やっぱりあんまり安く、安くとは求められないよねというインタビューも受けているようなんで、私そこのギャップを埋めるために、国が所得を保障するということで、本来であれば、説明に――ちょっと余計な説明もしましたけれども、個人の意見出しましたけど、価格とのギャップを埋めるような所得補償という立ち―

―幾らっていうふうに限定はされないと思うんですが、その年その年の米価と、消費者が願ってる価格ですよね。だから、毎年変わるものだと私は認識してるんですけど、それを補填するようにというふうに、考えています。だから、市がやってきたっていうのでは、ちょっと違っていると思う……。

○議長（山野井　隆君）　遠山議員、金澤議員が質問しているのは、今、金澤議員から紹介いただいた制度があると。今回ご提案されている所得補償制度というものが新たにつくると――つくってほしいということですけども、整合性といいますか、２つ同じような制度が混在することになるんではないでしょうかという質問だと思います。

○23 番（遠山智恵子君）　私は、それ全然違うものと思ってますから、だって全ての農家さんが、それもらって――もらってるというか受けてませんからね。希望者だけ。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　分かり――よく分かりませんけど、答弁としては分かりました。

〔笑う者あり〕

○16 番（金澤克仁君）　そうすると、今、経営所得安定対策という制度がある中で、それに上乗せというか別な形でそういった制度を創設してほしいというふうに受け止めました。でも、もう一つなんですけれども、今、遠山議員が求める意見書の所得補償制度というのは、全ての農家というふうに書かれてましたけれども、全ての農家全ての農業に対して補償する制度という認識でよろしいでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　それと果樹とか、いろいろな農作物をつくっているということ。米に関し――米に――お米に限ってということじゃなくて――ですかね。

○16 番（金澤克仁君）　それはどうなんですか、と聞いてるんですよ。

〔笑う者あり〕

○議長（山野井　隆君）　例えば、専農なのか兼業なのかによっても違うと思いますけど。

○23 番（遠山智恵子君）　私は、今ここで取り上げたいのは、お米。米価格に対して、あまりにも毎年毎年、変動が今あって、それこそ生産費が賄えないほどの米価に下落している。一度、以前、何年か前に提案したときには、暴落って――そんな暴落なんてあり得ないなんていう、反対討論まで受けましたけど。実際には、生産費も賄えないような農家の立場があったということで――それは事実だったと思うんで、今回は米農家さんに対する――に限っての所得補償制度と受け止めています。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　議長からもありましたけど――意見書の文章はお米のことなんですけれども、意見書の「下記のように」というところには、「全ての農家」というふうに記載がありまして、農家といえば、もちろんお米を作ってる方もいれば、畑で野菜を作ってる方もいるし、様々な農家の方がいると思うんですけれども。という視点からの質疑なんですけれども、米農家だけということでよろしいでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　私は、米農家のことで取り上げました。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君）　確かに、創設するとすれば、全品目を一律補償する形より、対象を絞るほうが現実的じゃないかという――調べた中では出ておりますけれども。この意見書だと、恐らく、そういった誤解を招く表記になっていると思いますので、どうするのかは提出者にお任せしますけれども、大変誤解を招くと思います。――僕の質疑は以上です。

○議長（山野井　隆君）　以上だそうです。

ほかにありませんか。

染谷和博君。

〔19番　染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君）　すみません、今、特に出る予定はなかったんですけど、今お話を聞いていて、ちょっと意見書の内容と説明が全く違ってたのがありまして。今先ほど金澤議員が、おっしゃいましたように、経営所得安定対策に今、農家のほうが移行していて、お米――以前は、お米に対しての所得補償というのがありましたけど、今そうではないふうに変わっております。金澤議員が言われたように、その今ある補償というか――対策でお金を受け取ってるんだけども、なおかつ、お米の値段が下がったときは、その分を国が支出して賄え、ということでよろしいんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君）　この意見書案の条文というか――趣旨――趣旨が書いてある――書いてあるとおりなんで。今、とにかく米価が生産費を賄えないような、安い値段で米が売られたというか――売るしかないというような、そういったことを受けて、昨年――一昨年は、米が本当に高騰したということで、これはいろんな理由があるかと思うんですけれども、そういったことを受けて、あまりにも変動があり、農家も機械が壊れたら、もう続けられないとか、そういった声を受けて、やっぱり所得――農家を続けられるような所得補償制度をということで、まずは米の値段が生産費に見合ったようなところで、補てんを国に求めていきたいと、私は思ったんです。それでは、まだ答弁になってないですか。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19番（染谷和博君）　例えば、水田活用の直接支援交付金とかそちらのほうに移行してるんですけども、それはそれとして、そのほかにも、価格が下がったときには、国が補償しろ。それで上がったときに、例えば、補償――消費者に対して、補償しろとかそれはないわけですね。下がったときだけ国が農家に対して補償しろということでよろしいでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君）　そうですね、米の値段が上がったときに今度、消費者が今度高くて買えないっていうような、そういったことが昨年ありましたよね。それを在庫――その米を今度備蓄米のいろいろな――早く備蓄米を出して、そのバランスを取ってというような声もあったように、そういった政策も含めて、米価というか、対応は決まっていく

速報版・未校正

ものと思ってますけど、やっぱり生産費が賄えるように、米の価格が一定に保たれるようにということが私は基本だと思ってます。そういったことからの、所得補償制度。それで、今回も報告書――決算報告書にいろいろこう入ってはいるんですけど、全ての農家、米農家が受けてるものはというと、私はそれは、認定農家だったり生産調整をきちっとやったら、これは受けられるとか、そういったものに限ってるんですよね。だから、そこら辺のいろいろな政策的なバランスというか、あると思うんですけれども、当面、この米の価格に対して、今、所得補償制度をということで、私は農家さんたちとともに求めていきたいなと思って提案させていただいた次第です。

○議長（山野井　隆君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　そうしますと、これ意見書、ちょっと書き換えていただかないと、全く無理かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　今日――今回、付託日に意見書を出したいときには、付託日に提出をということが、この取手市議会、一応申合せでなってるので、こういう形でやって。各会派には、まだまだ説明、全然、昨日の今日ということではされなかったわけなんで。そういう意味では、会派に回りまして、一応、相談はさせていただき、改めて、こういう内容でとなれば、差し替えるということ――できるんでしょうね、議長。その全てじゃなくて、この部分をなくせばとか、ここをちょっと一言足してとかという程度ならば、改めて提出者が誰になるかというのは……

○議長（山野井　隆君）　出し直すことも、修正することも可能ですけど。

○23 番（遠山智恵子君）　（続）できますよね。――そういったことで、染谷議員、ぜひよろしくお願いします。もちろん、ほかの会派の皆さん、これからもありますんで、よろしくお願いします。議長、ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上ですね。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見書案第５号につきましては、会議規則第 37 条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　御異議なしと認めます。よって、意見書案第５号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は 18 日に行います。

○議長（山野井　隆君）　日程第 13、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、９月９日から 17 日までの９日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井　隆君）　異議なしと認めます。よって、９月９日から17日までの９日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後　時　分散会

速報版・未校正